

川崎市人権オンブズパーソン告示第1号

川崎市人権オンブズパーソン条例第26条の規定により、川崎市人権オンブズパーソンの運営状況を公表します。

令和8年5月20日

川崎市人権オンブズパーソン

野村 武司

山口 有紗

# 川崎市人権オンブズパーソン 令和7年度報告書

Ombudsperson

令和8年(2026)年5月

川崎市人権オンブズパーソン

# 目 次

---

はじめに	1
------	---

---

## I 運営状況

1 相談の概要	3
(1) 相談の受付状況	4
(2) 相談の継続及び調整活動	11
2 救済の概要	13
(1) 救済の申立て受付件数	13
(2) 救済の申立て内容	14
(3) 救済活動の状況	14
3 救済活動の様子	15
4 発意調査の概要	17
5 勧告に対する是正等措置報告の概要	18
6 広報・啓発等	19
(1) 人権オンブズパーソン子ども教室	19
(2) 高校生を対象とした人権学習（デートDV予防講座）	23
(3) 広報活動	24
7 その他	26

---

人権オンブズパーソンとしての3年間を振り返って	27
-------------------------	----

---

## II 参考資料

1 年度別統計表	30
2 是正等措置報告	34
3 制度の概要	48
4 川崎市人権オンブズパーソン条例	51

---

## はじめに

川崎市人権オンブズパーソンは、「子どもオンブズパーソン!」。そうなのです。他方で、川崎市人権オンブズパーソンは、男女平等に関するオンブズパーソンでもあります（今の時代に、2つの性別で表すのはいかなものかという意見があることは承知しています。）。これは、人権オンブズパーソンが、「川崎市子どもの権利に関する条例」（平成12年制定、13年施行）と「男女平等かわさき条例」（平成13年制定及び施行）で定められている権利または人権侵害について役割を果たす機関であると位置づけられているからです（川崎市人権オンブズパーソン条例第2条第1項）。

川崎市は、長年、人権施策に熱心に取り組んできており、のちの人権施策の出発点となる「川崎市人権施策推進指針」（平成12年）の検討の中で、分野別の人権課題に関して、特に市の機関の対応の是正等について市民オンブズマンの役割に触れています（かわさき人権懇話会検討報告書「川崎市人権指針の策定に向けて」（平成10年））。他方で、男女平等に対する人権侵害については、平成11年に、「オンブド」という名称でその設置が提言され（川崎市男女平等オンブド設置準備委員会「川崎市男女平等オンブド設置について（報告）」）、平成12年には、子どもの権利条例の提案の中で、「子どもオンブズパーソン」の設置が提言されることになりました（川崎市子ども権利条例検討連絡会議「川崎市における子どもの権利保障をめざして―「川崎市子どもの権利に関する条例」の制定にあたって―」）。こうした中で、川崎市は、川崎市市民オンブズマン条例（平成2年制定及び施行）に基づいてすでに設置されていた「市民オンブズマン」を含めて、「統合的オンブズマン制度」として、制度のあり方について検討を重ね、先の2つの条例に規定された権利または人権に関する相談・救済のしくみとして、川崎市人権オンブズパーソン条例を制定し（平成13年制定、14年施行）、人権オンブズパーソンを設置することになったというわけです。

こうしたいきさつをたどってできた人権オンブズパーソンとして、少し困ったことがあります。一つは、「人権」オンブズパーソンといいながら、人権全般を扱っていないではないかというお叱りです。確かにそうなのですが、統合的オンブズマンのしくみ全体としては、（不十分なところはあるかと思いますが）必ずしもそうではないということは御理解いただけるものと思います。そして、もう一つですが、子どもオンブズパーソンではなく、人権オンブズパーソンとしていることから、子どもにとってやや「縁遠い」ものと感じられてしまっている点です。もちろん、子どもが人権をどれだけ身近な問題として捉えているかということと関連しているのですが、「相談していいんだ」と思えるようになるには距離感が少し生じてしまっています。こうしたことから、「人権オンブズパーソンは、子どもオンブズパーソン」と言うように努めているところ です。

令和7年度の人権オンブズパーソンの活動報告において、先の2つの条例を念頭に置くと、「子どもの相談」が181件であるのに対して、「男女平等の相談」が15件にとどまっています。また、子どもの相談は、前年度が96件、その前の年度が74件でし

たから、今年度(令和7年度)、大幅に増えており(男女平等の相談は、前年度が22件、その前の年度が15件です。)、相対的に、「子どもオンブズパーソン」としての役割が高まっていることがわかります。こうした大幅な相談の伸びは、学校で使われているGIGA端末から直接相談できるようになったことが大きく影響しているものと思われます。相談しやすくなったとしても、相談したいというニーズがなければ、相談は増えることはありませんので、相談の伸びの背景にはこうしたニーズがあるということでもあるという点にも留意しておきたいと思います。また、GIGA端末からの相談に対して、当初は、GIGA端末を介してのスムーズなやりとりができず対応に苦慮しましたが、教育委員会に即座に御対応いただき、現在では相互のやりとりができるようにもなったことも重要なことでした。

子どもは人権侵害を受けていても、それとして意識していないことも多く、子どもオンブズパーソンとしての人権オンブズパーソンは、子どもと対話を重ねながら、子どもが感じる違和感、不快感、不信感、悩み、つらさなどから、「何の問題であるか」を明らかにしていきます。子どもは人権侵害を受けていても、直接に訴える手段を持っていない場合もあり、何か変えようと思っても選挙権はありません。また、子どもだからといってその意見が重要視されないこともしばしばあります。子どもオンブズパーソンとしての人権オンブズパーソンは、子どもの思い、考え、意見に真剣に耳を傾け、一緒に考え、子どもがこれならできると思える方法で、子どもの声をしかるべき所に、まずはきちんと伝えます。子どものことは、学校、教育委員会、その他市の機関、民間団体等が実際の権限を持っています。子どもオンブズパーソンとしての人権オンブズパーソンは、それが、子どもの最善の利益として発揮されるよう、調整をし、時に意見を表明し、場合によっては勧告をするということを通じてその実現を図っていきます。子どもオンブズパーソンとしての人権オンブズパーソンは、子どもの権利について、子どもにそして大人に普及・啓発する役割ももっています。子どもが子どもの権利について知ること、そして大人が子どもの権利について知することは、子どもの権利を促進することにつながりますし、子どもの権利侵害を防ぐことにもなるからです。

子どもオンブズパーソンとしての人権オンブズパーソンが、川崎市子どもの権利に関する条例において、子どもの権利保障を図るために重要な機関として位置づけられていることを踏まえ、男女平等のオンブズパーソンとしての職責と併せて、引き続き、精一杯その職責を果たしていく所存です。

川崎市代表人権オンブズパーソン 野村 武司

# I 運営状況

人権オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害を管轄し、相談及び救済の申立てを受け、各関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図っています。

相談については、適切な助言等を通じて人権侵害の発生や拡大を防止し、人権侵害に関する問題の主体的な解決を促進するなど、それ自体が有効な救済方法となっています。そして相談者の気持ちが整理できない場合や複雑なケースの場合には、継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援します。

また、管轄外の問題であっても、適宜相談を受け、その内容にふさわしい相談機関を紹介するなど相談者の立場に立った対応に努めています。

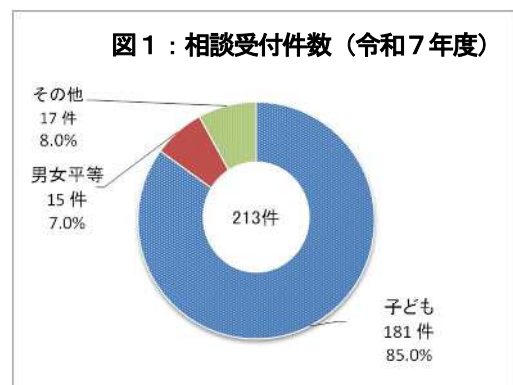
この報告書では、子どもの権利の侵害にかかわる相談を「子どもの相談」、男女平等にかかわる人権の侵害の相談を「男女平等の相談」、人権オンブズパーソンの管轄外の相談を「その他相談」としています。また、各相談の内容等の分類は、相談受付時の訴えに基づいています。

なお、子どもの相談及び救済の対象となる子どもは、「川崎市子どもの権利に関する条例」に規定する18歳未満の者等をいいます。

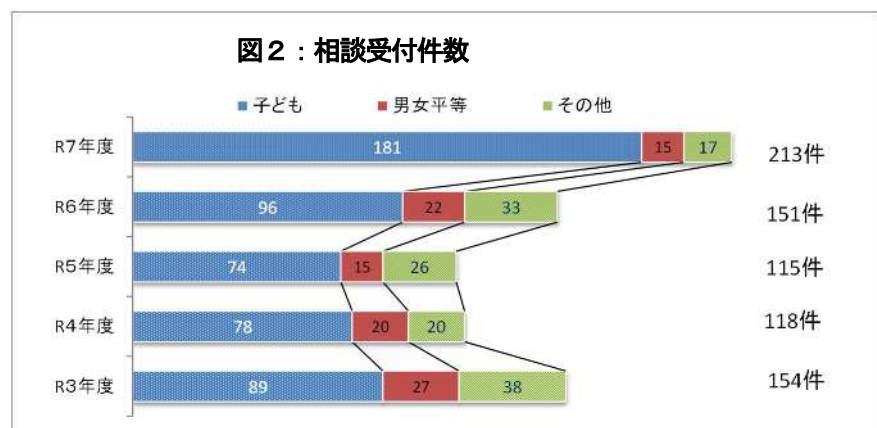
(※構成比(%)は四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。)

## 1 相談の概要

令和7年度の新規の相談受付件数は213件で、子どもの相談が181件(相談受付件数全体に占める割合85.0%)、男女平等の相談が15件(同7.0%)、その他相談が17件(同8.0%)でした。(図1)



前年度と比べると、子どもの相談は85件増加、男女平等の相談は7件減少、その他相談は16件減少し、全体では62件増加しました。(図2)



これは、児童・生徒等に配布している子どもの相談カードに、直接相談受付フォームにアクセスできる二次元コードを添付したことから、同フォームによる相談が増加したことが影響していると思われます。

また、相談の対象となった者の住所は市内186件、市外14件、不明13件でした。(表1)

表1

(単位:件)

相談種別	市内	市外	不明	合計
子どもの相談	162	11	8	181
男女平等の相談	12	1	2	15
その他相談	12	2	3	17
合計	186	14	13	213

### (1) 相談の受付状況

#### ア 子どもの相談

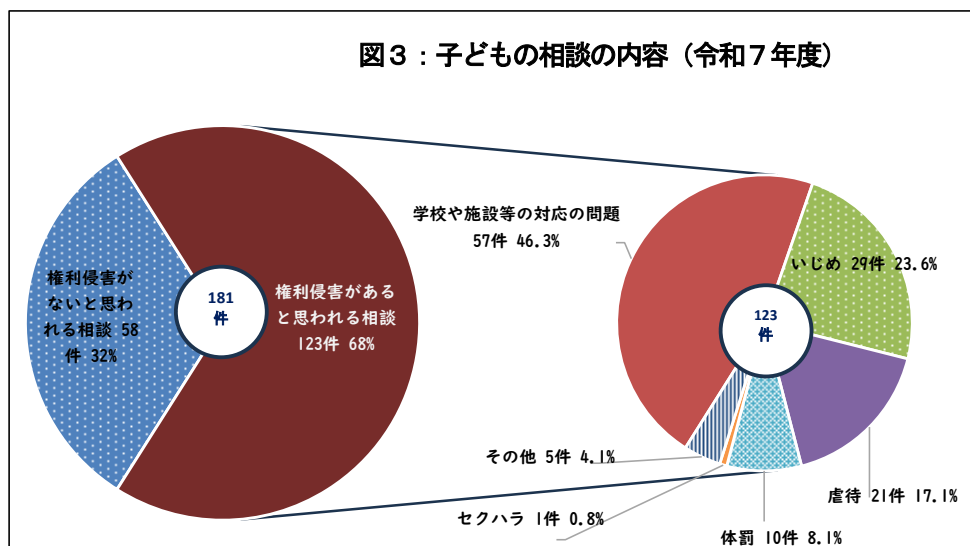
子どもの相談では、子ども本人からの相談を促すために、子ども自らが安心して気軽に相談できるような相談環境づくりに努め、子どもの話を十分聴き、その年代にふさわしい助言や勇気づけなどによって、子どもが自らの力で問題を解決できるよう支援しています。

#### (ア) 相談内容

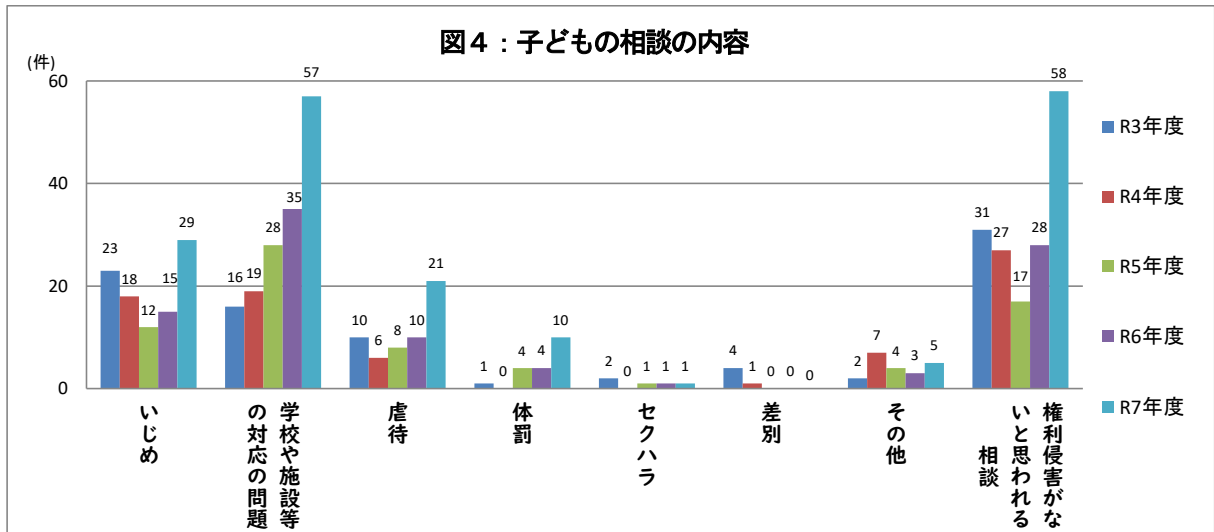
子どもの相談受付件数は181件で、前年度(96件)より85件増加しました。(図2)

内容別では、権利侵害があると思われる相談は、学校や施設等の対応の問題に関する相談が57件(権利侵害があると思われる相談全体に占める割合46.3%)、いじめに関する相談が29件(同23.6%)、虐待に関する相談が21件(同17.1%)、体罰に関する相談が10件(同8.1%)、セクハラに関する相談が1件(同0.8%)、その他が5件(同4.1%)で、合計で123件でした。

(図3)

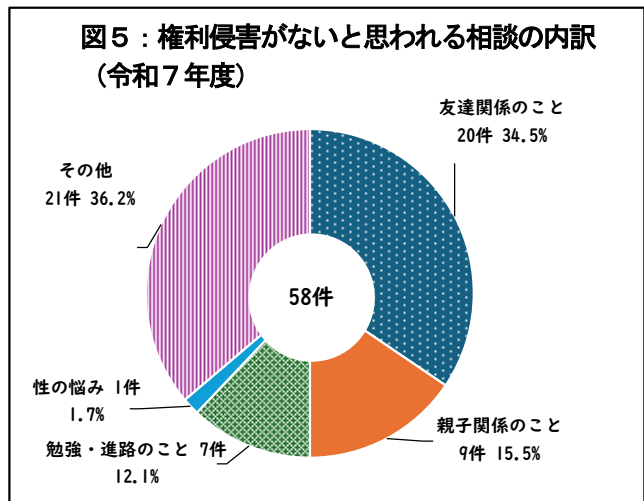


前年度と比べて、学校や施設等の対応の問題に関する相談が 22 件増加、いじめに関する相談が 14 件増加、虐待に関する相談が 11 件増加しました。(図 4)



また、権利侵害がないと思われる相談 (58 件) は、友達関係のことが 20 件 (権利侵害がないと思われる相談全体に占める割合 34.5%)、親子関係が 9 件 (同 15.5%)、勉強・進路のことが 7 件 (同 12.1%)、性の悩みが 1 件 (同 1.7%) でした。(図 5)

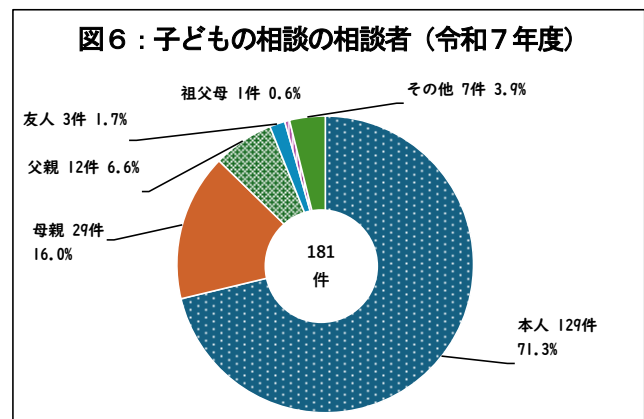
前年度と比べて、権利侵害がないと思われる相談は 30 件増加しました。

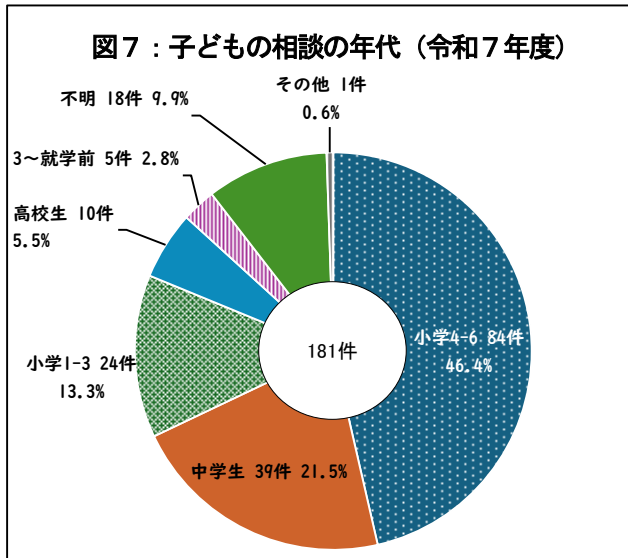


(イ) 相談者

相談者は、子ども本人が 129 件 (子どもの相談受付件数全体に占める割合 71.3%)、母親が 29 件 (同 16.0%)、父親が 12 件 (同 6.6%) でした。(図 6)

子ども本人が前年度より 75 件 (前年度 54 件)、母親が 4 件 (前年度 25 件) 父親が 4 件 (前年度 8 件) それぞれ増加しました。

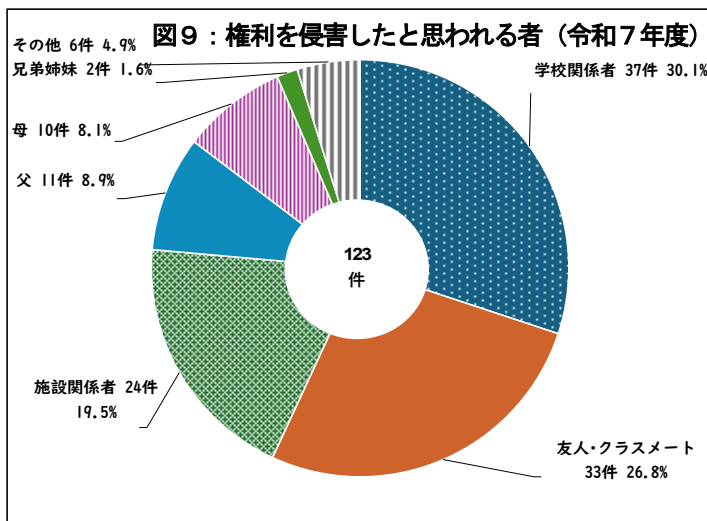
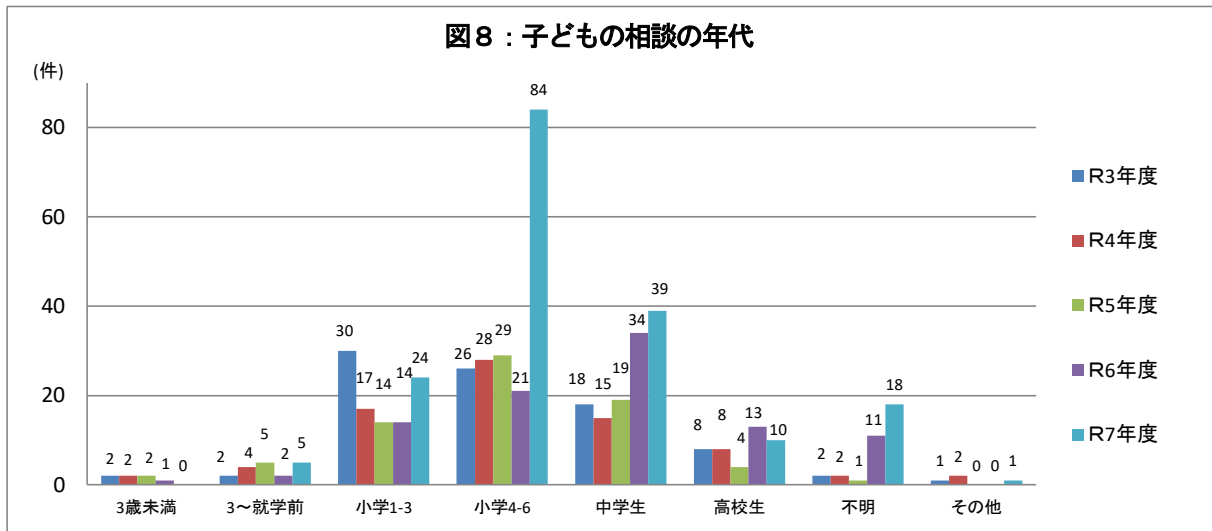




(ウ) 子どもの年代

相談の対象となった子どもの年代は、小学校高学年（4～6年生）が84件（子どもの相談受付件数全体に占める割合46.4%）、中学生が39件（同21.5%）、小学校低学年（1～3年生）が24件（同13.3%）、高校生が10件（同5.5%）となっています。（図7）

前年度と比べて、小学校高学年が63件、小学校低学年が10件増加し、高校生が3件減少しました。（図8）

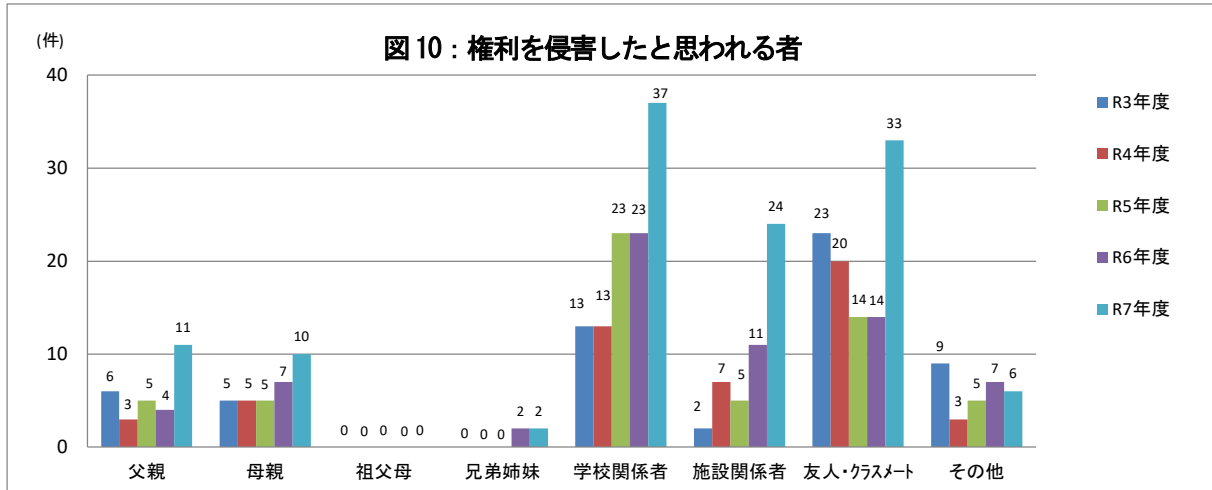


(エ) 権利を侵害したと思われる者

権利侵害があると思われる相談123件のうち、権利を侵害したと思われる者は、学校関係者が37件（権利侵害があると思われる相談全体に占める割合30.1%）、友人・クラスメートが33件（同26.8%）、施設関係者が24件（同19.5%）、父親が11件（同8.9%）、母親が10件（同8.1%）、兄弟姉妹が2件（同1.6%）でした。

（図9）

前年度と比べて、友人・クラスメートが19件増加、学校関係者が14件、施設関係者が13件、父親7件、母親3件、それぞれ増加しました。（図10）



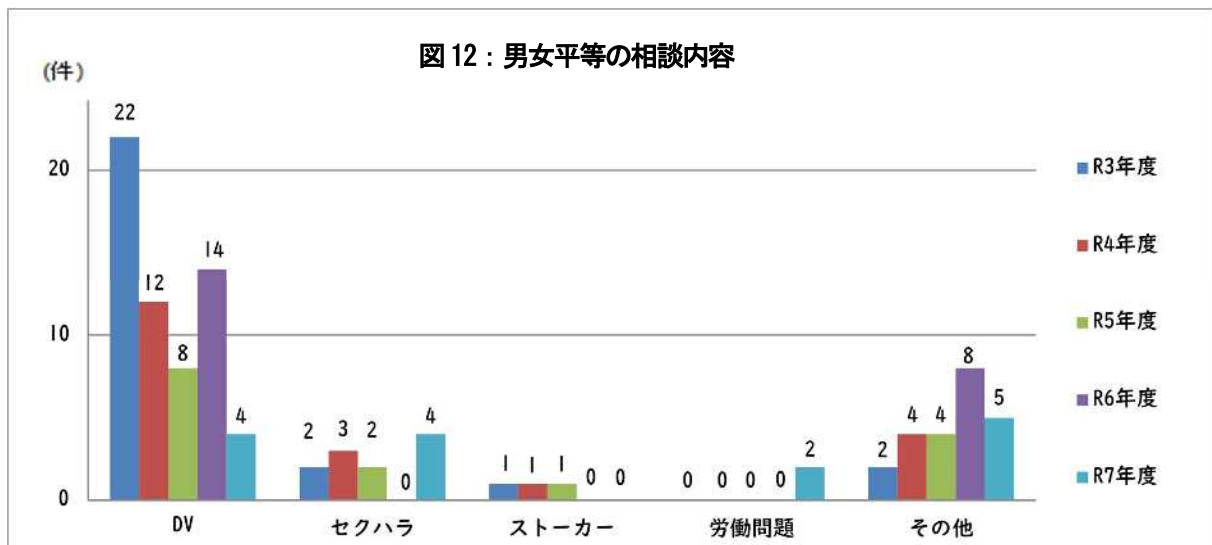
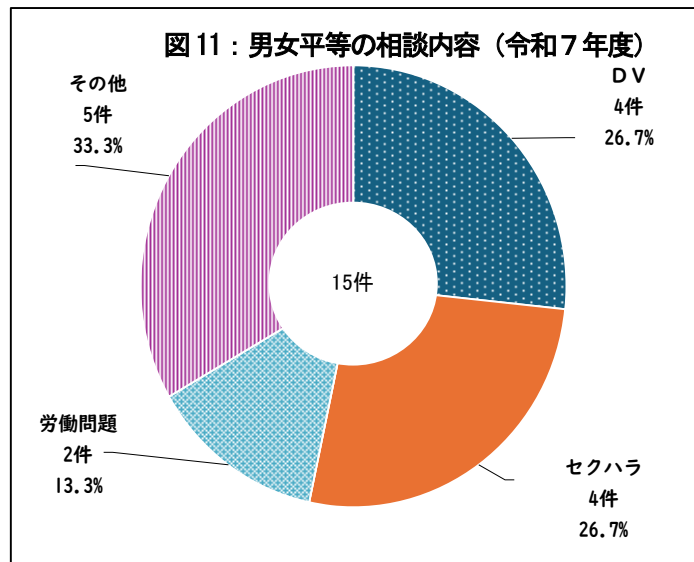
## イ 男女平等の相談

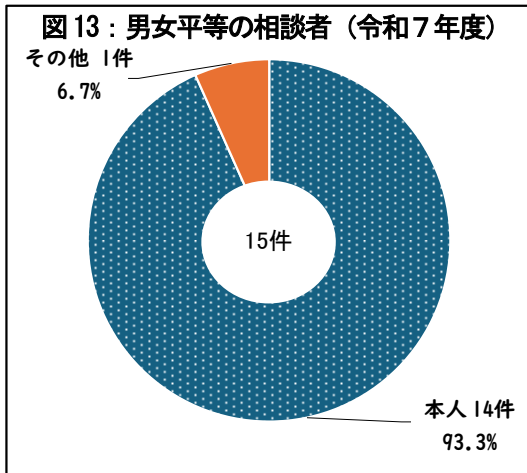
男女平等の相談受付件数は15件で、前年度(22件)より7件減少しました。

(3ページの図2)

内容別では、ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談とセクハラに関する相談がそれぞれ4件(全体に占める割合それぞれ26.7%)、労働問題が2件(同13.3%)でした。(図11)

また前年度と比べて、DVに関する相談が10件減少しました。(図12)

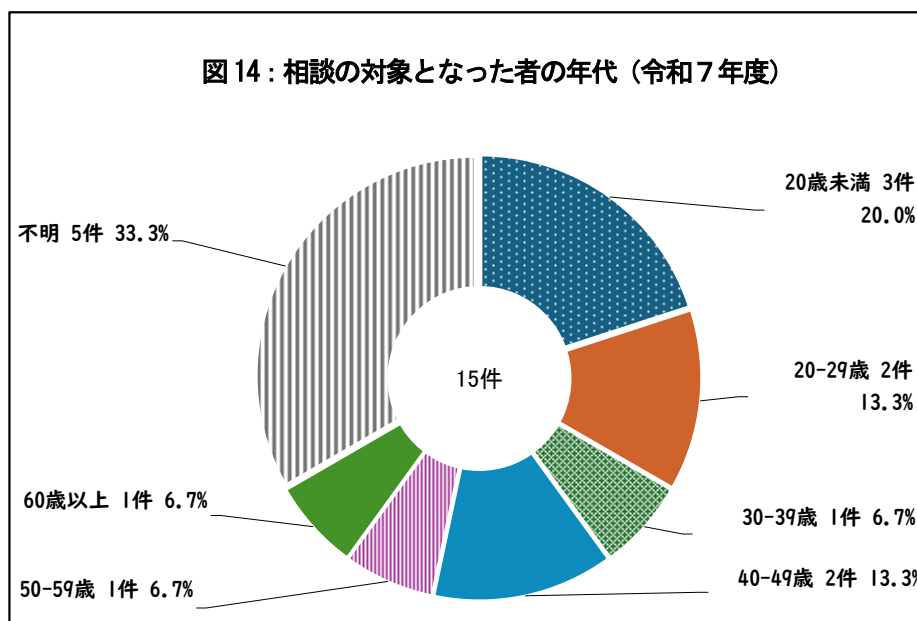




相談者は、本人が14件(全体に占める割合 93.3%)、その他が1件でした。(図13)

相談の対象となった者の年代は、20歳未満が3件(全体に占める割合 20.0%)、20歳代と40歳代がそれぞれ2件(同13.3%)、30歳代、50歳代、60歳以上がそれぞれ1件(同6.7%)でした。(図14)

人権を侵害したと思われる者は、夫(元夫)が3件(全体に占める割合 20.0%)、雇用主・上司が2件(同13.3%)、妻(元妻)、恋人(元恋人)がそれぞれ1件(同6.7%)



でした。(図16)

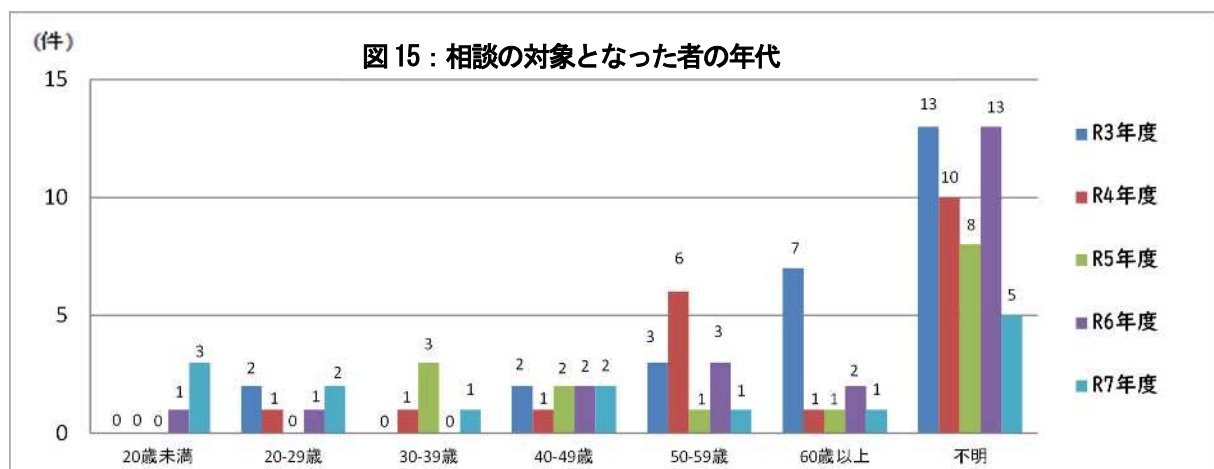
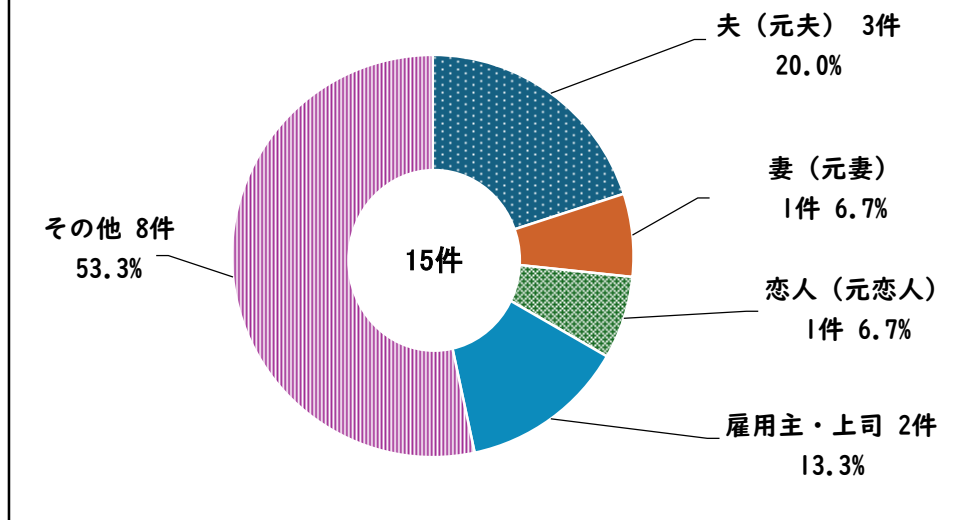


図 16 : 男女平等の人権を侵害したと思われる者 (令和7年度)



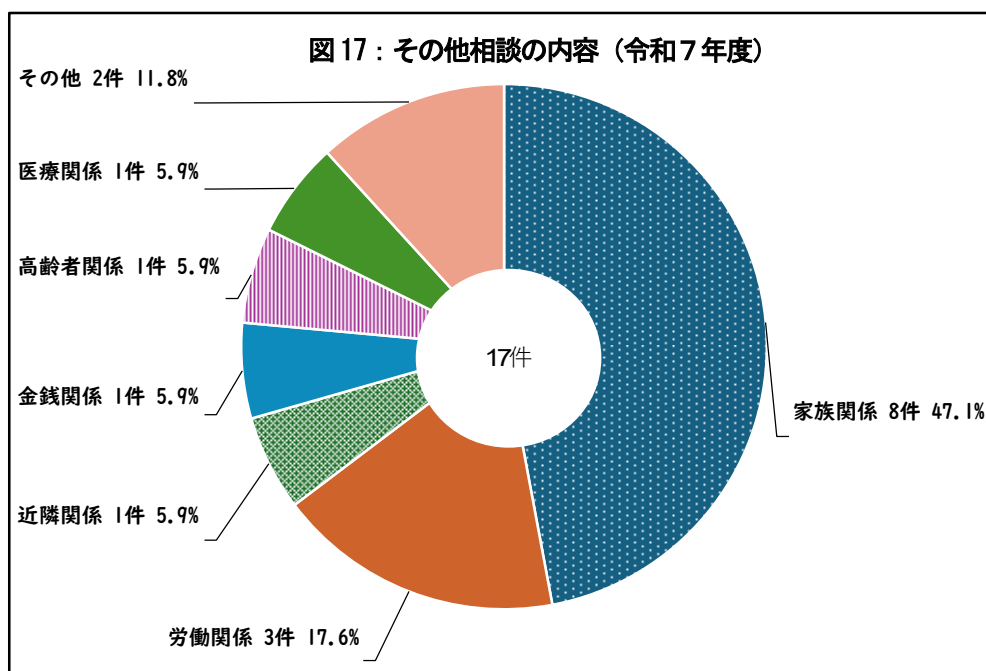
## ウ その他の相談

人権オンブズパーソンは、管轄外の相談に対してもできる限り解決が図られるよう、必要に応じて助言したり、専門的な相談機関を紹介するなど、相談者の立場に立って対応しています。

その他相談は、前年度（33件）より16件減少し、17件でした。（3ページの図2）

その他相談の内訳は、家族関係が8件(全体に占める割合47.1%)、労働関係が3件(同17.6%)、近隣関係、金銭関係、高齢者関係、医療関係がそれぞれ1件(同5.9%)でした。(図17)

なお、相談受付件数には計上していませんが、無言話やいたずらと思われる電話などが合計19件ありました。



## (2) 相談の継続及び調整活動

1回の相談で終了するケースもありますが、複雑なケースやメールでのやり取りが続くなどの場合には、継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援しています。継続した相談（以下「継続相談」という。）では、電話やメール等でのやり取りのほか、面談や関係機関等との調整活動を行うこともあります。

### ア 継続相談の状況

子どもの相談と男女平等の相談の受付件数 196 件のうち、継続相談が 157 件で、受付件数の 80.1%を占めています。そのうち子どもの相談が 156 件、男女平等の相談が 1 件でした。（表 2）

表 2

（単位：件）

相談種別	相談受付件数	継続相談の件数		1回の相談で終了した件数	
	a	b	b/a	a-b	(a-b)/a
子どもの相談	181	156	86.2%	25	13.8%
男女平等の相談	15	1	6.7%	14	93.3%
計	196	157	80.1%	39	19.9%

### イ 継続相談の回数及び相談方法

継続相談 157 件に対する電話相談、面談、メール等の延べ回数は合計 763 回でした。1 件当たりの回数の平均は 4.9 回で、子どもの相談の平均は、4.9 回、男女平等の相談の平均は、2.0 回でした。

相談方法は、電話が 389 回（全体に占める割合 51.0%）、事務所内外での面談が 111 回（14.5%）、メール等が 263 回（同 34.5%）でした。（表 3）

表 3

（単位：回）

相談種別	継続相談案件の 相談回数		方法					
			電話		面談		メール等	
	c	(c/b)	d	(d/c)	e	(e/c)	f	(f/c)
子どもの相談	761	4.9	387	50.9%	111	14.6%	263	34.6%
男女平等の相談	2	2.0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	763	4.9	389	51.0%	111	14.5%	263	34.5%

## ウ 継続相談の時間

継続相談の1回にかかる時間は、30分未満が598回（全体に占める割合78.4%）、30分～60分未満が84回（同11.0%）、60分～90分未満が41回（同5.4%）、90分以上が40回（同5.2%）でした。（表4）

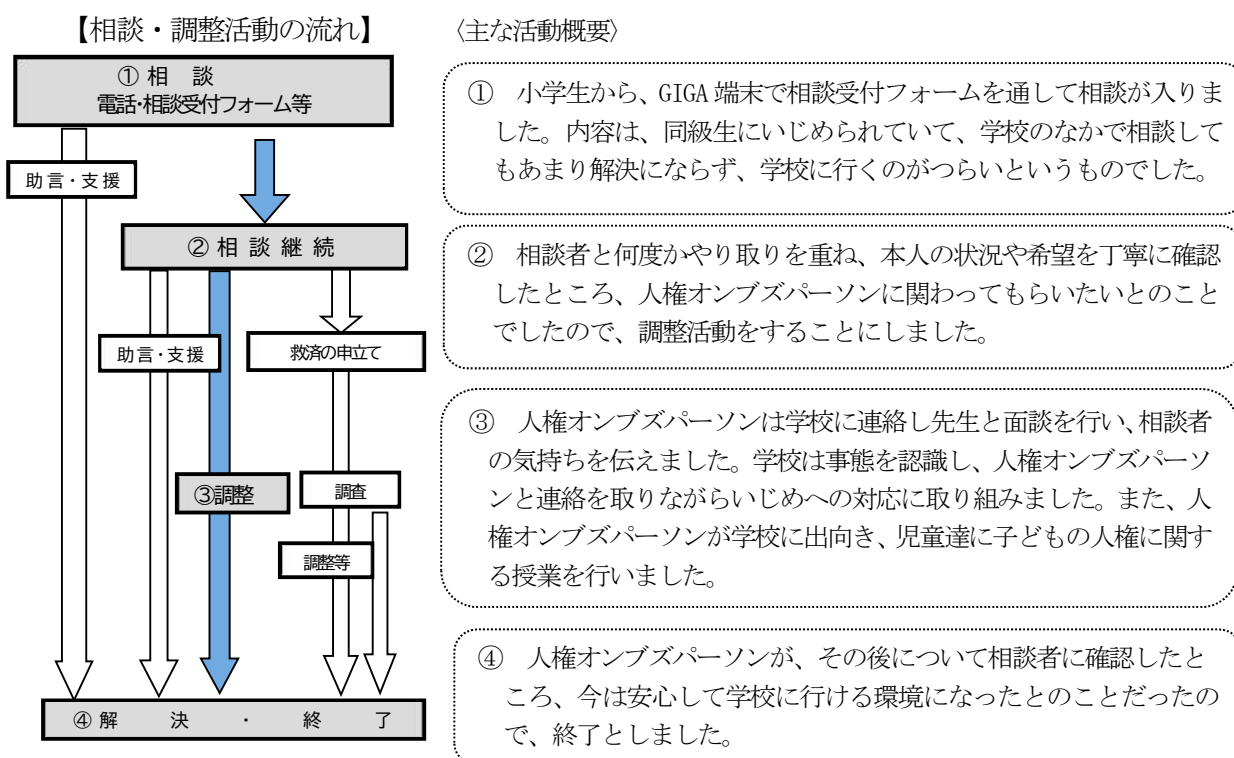
表4

（単位：回）

相談種別	継続相談の延べ回数 c	時間							
		30分未満		30-60分未満		60-90分未満		90分以上	
		g	g/c	h	h/c	i	i/c	j	j/c
子どもの相談	761	597	78.4%	83	10.9%	41	5.4%	40	5.3%
男女平等の相談	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	763	598	78.4%	84	11.0%	41	5.4%	40	5.2%

## エ 継続相談及び調整活動

継続相談から救済の申立てに至ったもので子どもに関するものが4件ありましたが、救済の申立てを行わなくとも相談を重ねることにより、自ら解決していくケースがほとんどであり、継続相談も実質的な救済活動となっています。また、相談を継続する中で、必要に応じて関係機関等との調整活動を行っています。この調整活動でも、本人の力によって解決が図られるよう支援することを重視しています。こうした人権オンブズパーソンが行う調整活動について、一般的な流れを紹介します。なお、主な活動概要については、実際の事案とは異なります。



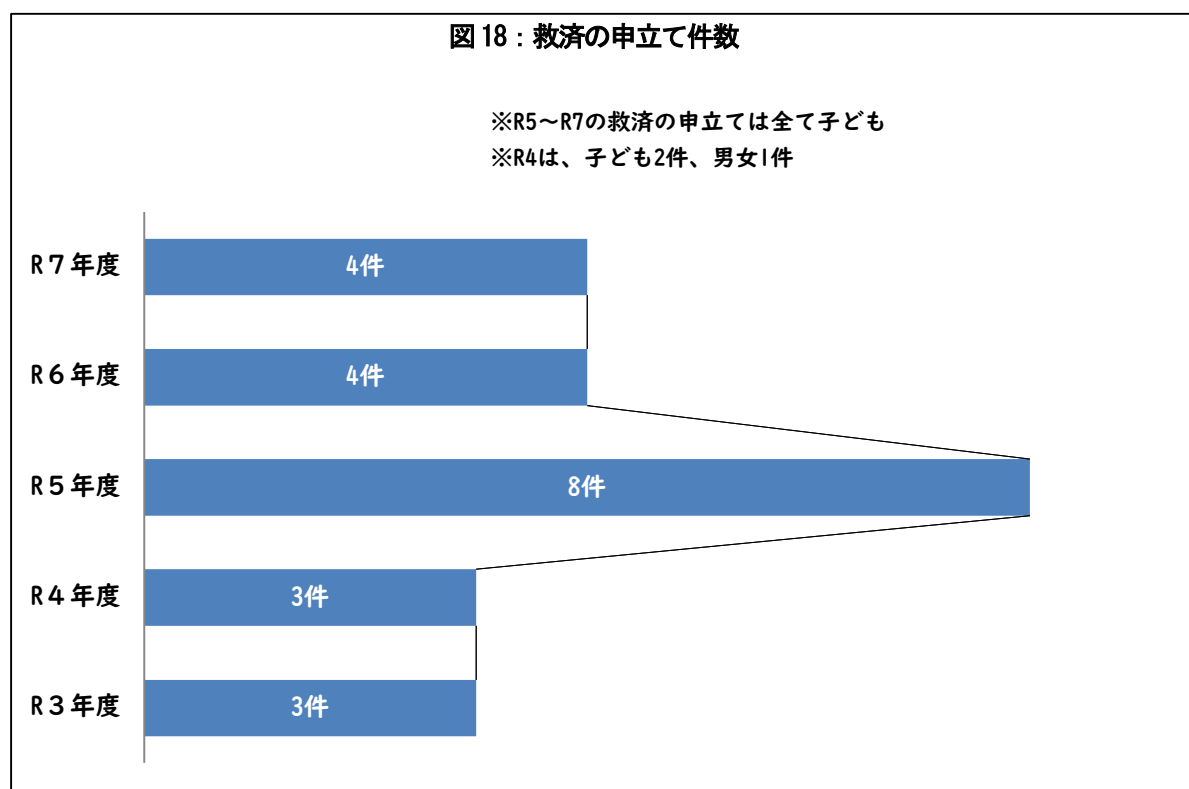
## 2 救済の概要

人権オンブズパーソンは、救済の申立てを受けると、権利を侵害されたと思われる者や関係機関等に対して調査を行い、必要に応じて調整を図るなどの救済活動を行っています。救済活動に当たっては、権利を侵害されたと思われる者の気持ちに寄り添い、十分に話を聴いて、問題点を共に整理していきます。また、関係者等からの資料提出や聴き取り、さらには現地訪問などにより、双方の意見や置かれている状況等について十分な調査を行います。そして、第三者的機関として公平に調査した結果をもとに、関係者間の調整を行って解決を目指します。

人権オンブズパーソンは、これらの調査・調整活動を通して、市民の人権の擁護者として、市民が主体的に解決できるよう支援するとともに、公正な立場から適切に事案の解決に当たっています。

### (1) 救済の申立て受付件数

令和7年度の救済の申立て受付件数は4件で、全て子どもに関するものでした。(図18)



## (2) 救済の申立て内容

令和7年度に新規に受付した子どもの救済の申立ては4件で、学校等の対応の問題に関するものが2件、いじめ、体罰が各1件でした。

令和7年度に救済の申立てを受付した事案4件のうち、終了したものは3件、次年度へ継続したものは1件でした。(表5)

**表5**

No.	種別	申立ての内容	申立て・調査開始	終了	活動回数
1	子ども	いじめ	令和7年9月	令和8年1月	5
2	子ども	体罰	令和7年10月	令和8年3月	16
3	子ども	学校等の対応の問題	令和8年3月	令和8年3月	6
4	子ども	学校等の対応の問題	令和8年3月	継続中	0

※申立ての内容の分類は、受付時の申立て内容に基づいています。

※No4の調査活動は、申立てが年度末だったため、令和8年度に入ってからとなっています。

### ア 救済を申し立てた者

令和7年度に受付した救済の申立て事案のうち、申し立てた者については、全て本人でした。

### イ 権利を侵害されたとされる者

令和7年度に受付した救済の申立て事案のうち、子どもの権利を侵害されたとされる者の年代は、小学生が2件、高校生が2件でした。

## (3) 救済活動の状況

令和7年度の救済活動の回数は、合計で27回ありました。活動方法では、電話によるものは14回、面談7回のうち事務所内での面談が5回、現地を訪問しての活動が2回でした。また、1回当たりの活動時間は、30分未満が55.6%を占めています。(表6)

**表6**

(単位：回)

事案件数	活動回数	方法				時間				
		電話	面談		メール等	30分未満	30~60分未満	60~90分未満	90~120分未満	120分以上
			事務所内	訪問						
4件	27	14 51.9%	5 18.5%	2 7.4%	6 22.2%	15 55.6%	9 33.3%	2 7.4%	1 3.7%	0 0.0%

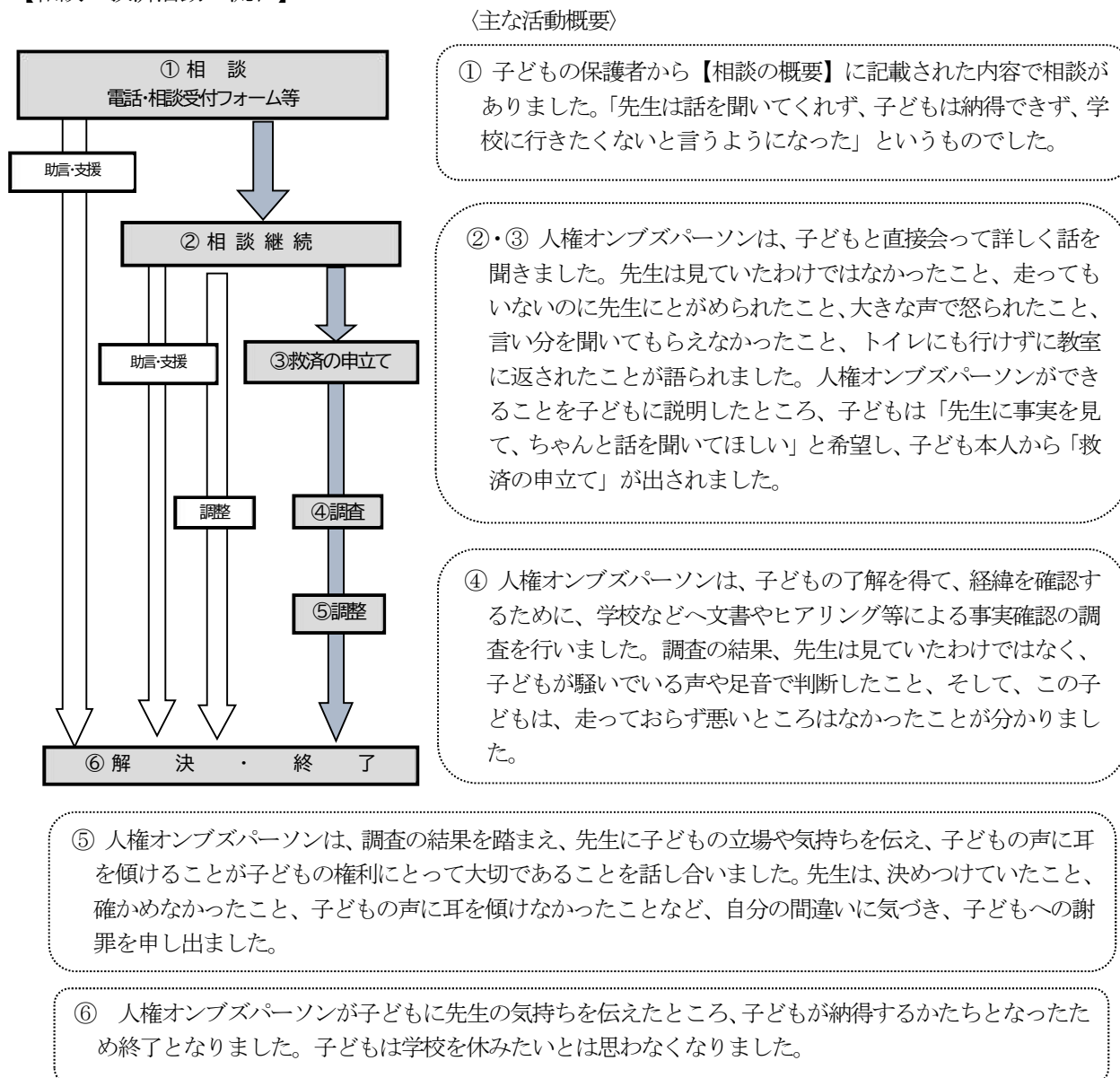
### 3 救済活動の様子

救済活動は、申立て事案の内容により進め方が異なりますが、実際の救済活動を理解していただくために、令和7年度中に終了した救済の申立て事案をもとに活動の様子を紹介します。なお、主な活動概要については、実際の事案とは異なります。

#### 【相談の概要】

小学校で、ある子どもが、トイレに向かう際、通りかかった先生に呼び止められ、「走っていた」と一方的に決めつけられて、大きな声で叱責されたという事案です。元気のない子どもの様子を心配した保護者が、子どもから聞いた内容をもとに相談がなされました。

#### 【相談・救済活動の流れ】



(参考) 本事例に使用した事案のうち、主たる事案の活動回数

面接相談(申立人)	1回
調査・調整(関係機関、学校等)	10回
調査・調整(申立人)	5回

救済の申立ては、子どもも大人も申立てをすることができます。事例で紹介した事案では、最初の相談は保護者からなされましたが、進めるに当たって、まずは、子どもと会って、事案があったときの気持ち、この件についてどうしたいかについての考えや意見を聴きました。そして、オンブズパーソン制度について理解をしてもらったところ、本人が申立てをすることから、子ども本人の申立てになりました。

子どもに人権侵害が生じたとき、子ども本人の気持ち、考え、意見がまずは大切です。人権侵害は、はっきりと「人権侵害だ」と認識されるものではなく、子どもの「いやだ」、「つらい」、「変だ」といった思い、気持ちとして表れてくるものです。救済活動では、できる限り子どもと会って、思いや気持ち、考え、意見を受け止めて、何の問題かを一緒に考えることが大切だと考えています。

調査においては、申立ての原因となった事実や実態の客観的な把握に努め、子どもと解決イメージを共有した上で、子どもの気持ちを正確に関係する大人に伝えることが基本になると考えています。そうした観点から調査結果をもとに関係者等との面談、事案発生場所への訪問などを積み重ね、課題整理を行いながら、子どもの最善の利益を図っていきます。

この事案では、先生が事実をふり返り、謝罪をしたいという気持ちを持っていましたので、その旨を子どもに伝え、子どもからも理解が得られましたので終結としました。

## 4 発意調査の概要

人権オンブズパーソンは、救済の申立てがなくても市民等が人権侵害を受けていると認めるときは、自らの発意に基づき、調査を行うことができます(川崎市人権オンブズパーソン条例第16条)。

人権オンブズパーソンは、各関係機関等に説明や資料提供を求め事実関係の確認を行い、これら関係機関等との連携・協力のもと問題解決を図っていきます。

令和7年度に調査を開始した11件(子ども11件)に、令和5年度から継続していた事案1件、令和6年度から継続していた事案2件を含めた14件に対して、終了したものは6件、次年度に継続したものは8件でした。活動の状況は表7のとおりとなっています。

表7

(単位：回)

事案件数	活動回数	方法				時間				
		電話	面談		メール等	30分未満	30～60分未満	60～90分未満	90～120分未満	120分以上
			事務所内	訪問						
14件	333	128 38.4%	50 15.0%	16 4.8%	139 41.7%	259 77.8%	37 11.1%	22 6.6%	10 3.0%	5 1.5%

発意調査は、内容により進め方が異なりますが、発意調査の活動を理解していただくために、令和7年度の発意調査の事案を、プライバシーに配慮し紹介します。

### 【事例】

市内のある施設において、年少の子どものトイレの付添いについて、子どものプライバシーに配慮しない付添いをすることがあり、子どもへの日常的な安全体制に課題があるのではないかと相談が入りました。相談内容が、他の子どもにも関わる内容であったことから、人権オンブズパーソンは発意調査として、当該施設におけるスタッフの対応を調査するとともに、施設の設備、運営方針、スタッフへの研修体制等について現状の確認とヒアリングを行いました。加えて令和8年12月に、子ども性暴力防止法が施行されることを踏まえて、法で求められる安全基準に照らした対応について伝え、改善策実現への調整を進めたことで、施設としても課題を認識し、マニュアルへの新たな項目の追加や対応フローの整備が行われ、スタッフへの研修も刷新された資料を使用して速やかに実施されました。

上記のような施設運営者による運営方法の改善が見られたことを確認し、発意調査を終了しました。

(調査開始：令和7年12月 調査終了：令和8年3月 活動回数：16回)

## 5 勧告に対する是正等措置報告の概要

人権オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害を管轄し、相談、救済の申立てを受け、各関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者とともに問題解決を図っています。また、相談、救済申立ての調査活動をとおして、調査の結果、必要があると認められるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるために勧告することができます。市の機関は、是正等の措置について勧告を受けた日から 60 日以内に人権オンブズパーソンに報告するものとしています（条例第 19 条）。

令和 7 年度は、川崎市教育委員会教育長に対して行った勧告「体罰及び不適切な指導について（令和 7 年 3 月 12 日）」に対する是正等措置の報告を受けました。（参考資料 34 ページに掲載）

## 6 広報・啓発等

### (1) 人権オンブズパーソン子ども教室

人権オンブズパーソン子ども教室では、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校や児童養護施設に出向き、人権や相談事例について、PR 動画等を活用して説明し、直接子どもたちに人権の大切さや人権オンブズパーソンが安心して相談できる機関であることを話しています。また、相談方法について、電話のほか、令和6年度から開始した GIGA 端末等から人権オンブズパーソンの相談受付フォームにアクセスできることも伝えています。

令和7年度は、小学校8校、中学校4校、児童養護施設2施設で実施し、全体で延べ1,577人が参加しました。また、今井中学校においては、ヴァイオリニストで、川崎市市民文化大使でもある大谷康子さんによる講話と演奏が行われました。

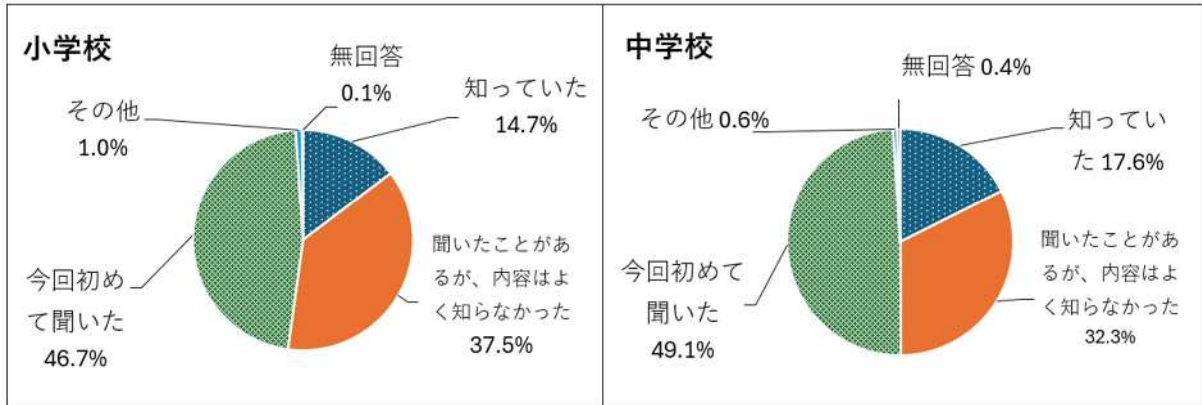
#### ア 実施状況

	学校名	実施日時	対象	参加人数(人)
1	東柿生小学校	7月 4日(金)13:30~14:15	5年生 3クラス	58
2	生田小学校	7月11日(金)13:30~14:15	6年生 3クラス	73
3	子母口小学校	7月16日(水)13:15~14:00	5年生 6クラス	182
4	今井小学校	9月17日(水)12:50~13:35	6年生 4クラス	99
5	幸町小学校	10月 3日(金)13:10~13:55	4年生 3クラス	95
		14:00~14:45	6年生 3クラス	95
6	百合丘小学校	10月29日(水)13:00~13:45	3年生 4クラス	107
7	新町小学校	11月20日(木)13:30~14:15	6年生 2クラス	40
8	向丘小学校	11月28日(金)13:30~14:15	5年生 3クラス	90
<b>小学校8校</b>			<b>31クラス</b>	<b>839</b>
1	東高津中学校	10月31日(金)14:05~14:55	1年生 5クラス	183
2	桜本中学校	11月 5日(水)13:35~14:25	1年生 2クラス	57
3	柿生中学校	11月10日(月)13:40~14:30	1年生 4クラス	136
4	今井中学校	11月17日(月)13:35~15:25	全学年 10クラス	311
<b>中学校4校</b>			<b>21クラス</b>	<b>687</b>
	施設名	実施日時	対象	参加人数(人)
1	川崎愛児園	9月 1日(月)19:00~20:00	小1~高3	34
2	すまいる	10月15日(水)19:00~20:00	小1~高3	17
<b>児童養護施設等 2施設</b>				<b>51</b>

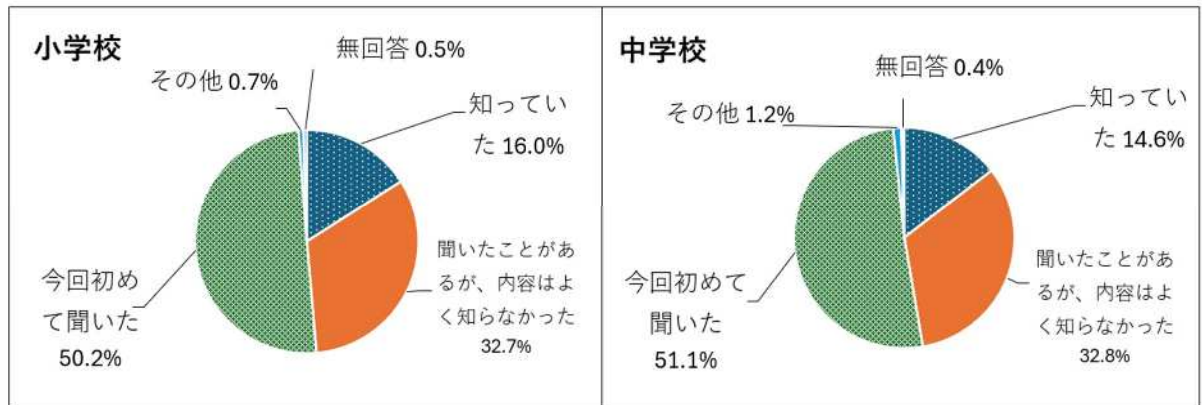


## イ アンケート実施結果

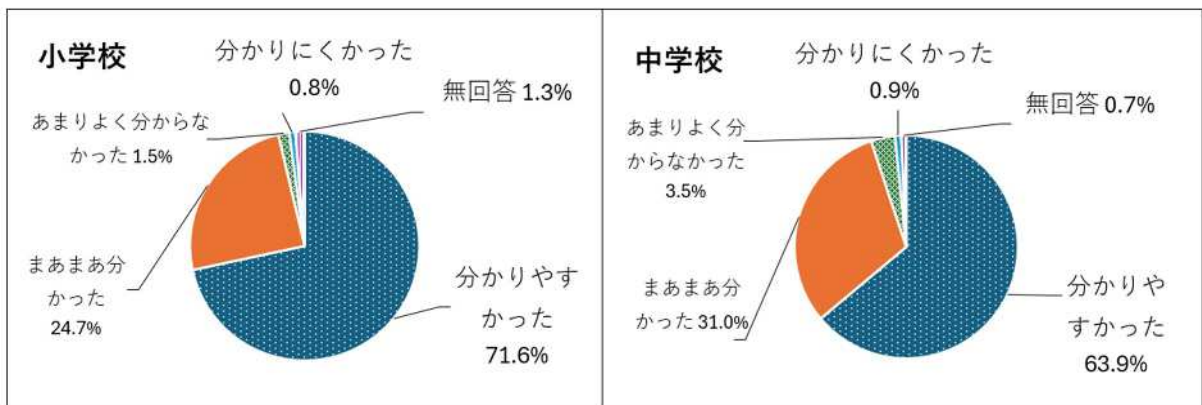
○これまでに、人権オンブズパーソン（又は「子どもあんしんダイヤル」）を知っていましたか？



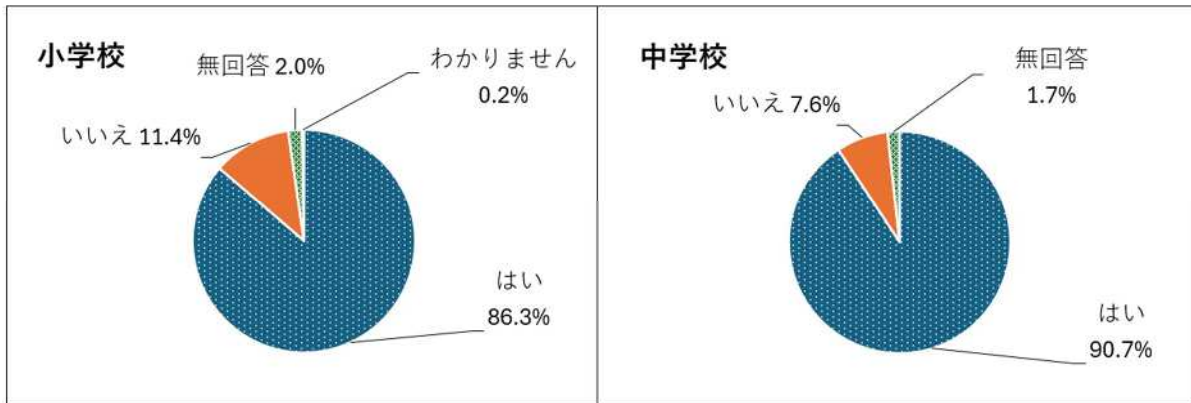
○「川崎市子どもの権利条例」を知っていましたか？



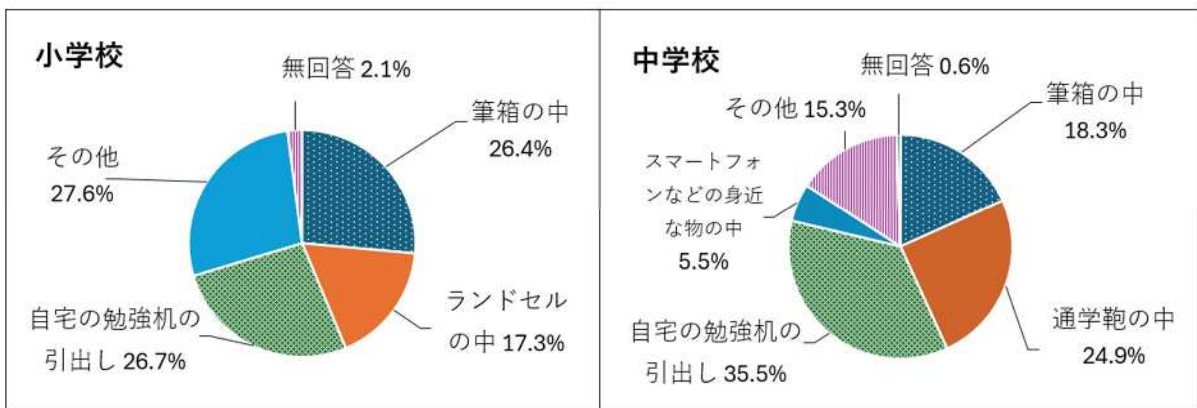
○今日のお話の内容は、分かりやすかったですか？



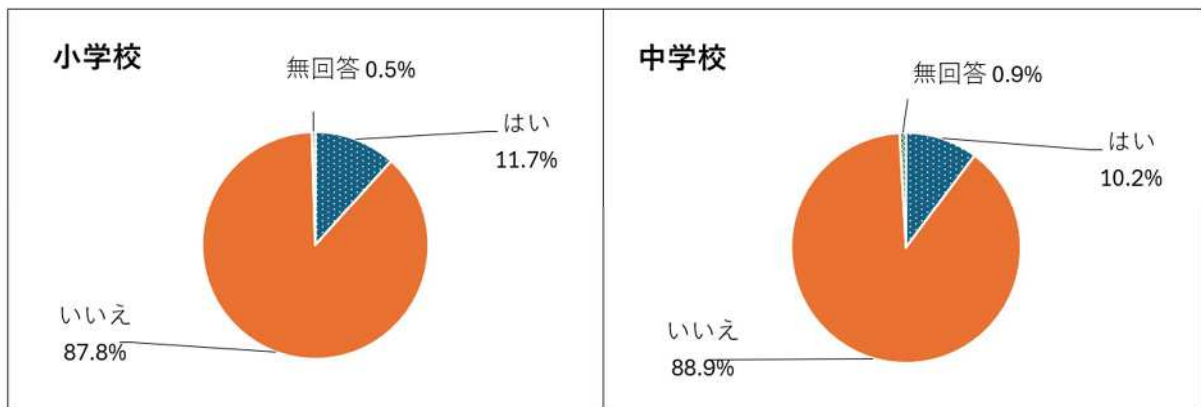
○大人で相談できる人はいますか？



○配布された相談カードはどこにしまいますか？（複数回答含む）

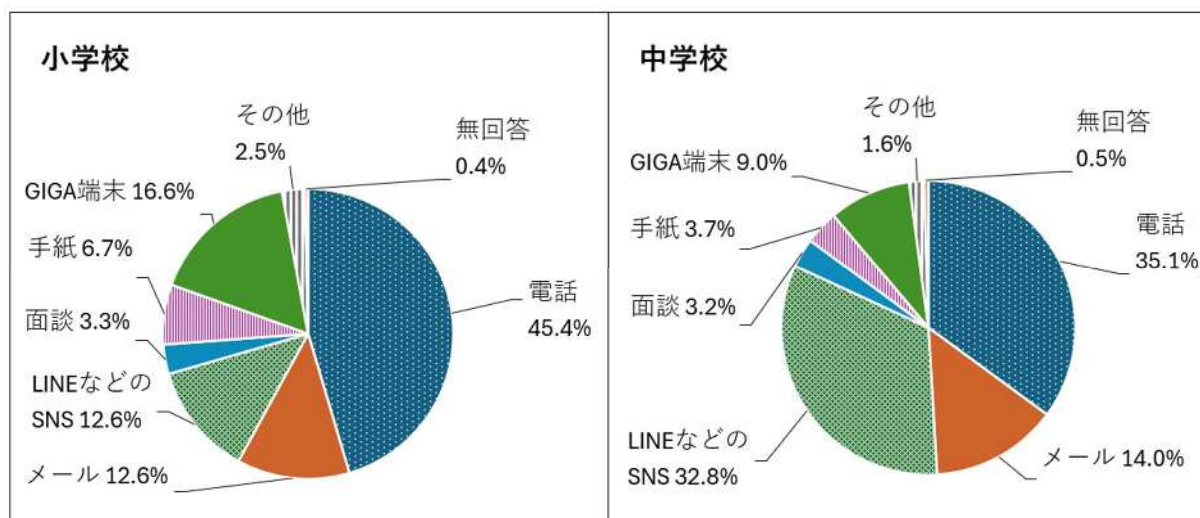


○あなたはG I G A端末から人権オンブズパーソンの受付フォームにアクセスできることを知っていましたか。



○あなたが「人権オンブズパーソン」に相談するとしたら、どのような方法で相談したいですか？

(複数回答含む)



○主な感想 (原文のまま載せています。)

小学校

始めて7つのけんりを知った 自分を守ることもけんりなどのことが始めて知った。
でんわでできることは知っていたけど、GIGA でできることを知らなかったからもしそういうことがあったらGIGA でやってみたいです。
人権のことが改めて分かったし、もう一度かくにんできてうれしかった。気付かないうちに人権をうばわれているかもしれないし、うばってしまっているのかもしれないから、改めてかくにんができて良かった。
なやみなどのこまりごとはスクールカウンセラーだけだと思ったので参考になりました。
川崎市子どもの権利条例をはじめてしまったし、人権オンブズパーソンでいろんな話しかたの方法があってビックリしたし、もしこまったことがあったら電話しようと思った。

## 中学校

私は知らない人に電話をかけるのが、こわかったので、相談することができていなかったのですが、これを機に相談できたらいいと思いました。

相談カードは何回かもらったことあって、よくわからなかったけど、今回話を聞いてカードのことがよくわかった。何かあったときは、身近の人だけじゃなく、人権オンブズパーソンに伝えるのも1つだとわかった。

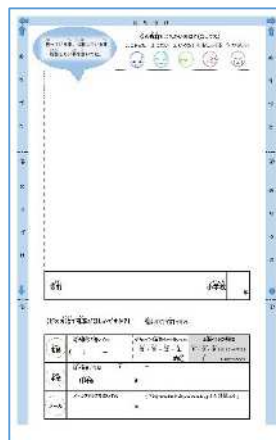
自分が当たり前を持っている人権とともに、他の人にも当たり前の人権を持っていて、他の人も、そして自分も大切に生活したいなと思いました。

人権オンブズパーソンは前までは電話だけかと、思っていましたけど、GIGA 端末でも相談できるのは良いなと思いました。

知っている人には話しにくい内容でも、秘密厳守で相談できるのがいいと思った。

## ウ 人権オンブズパーソン相談レター

人権オンブズパーソン子ども教室終了後に人権オンブズパーソンに相談しやすいよう、新たに相談レターを作成し、11月以降に開催した小学校の子ども教室で試行的に配布しました。



## (2) 高校生を対象とした人権学習（デートDV予防講座）

DV予防、子どもの権利の尊重及び人権オンブズパーソン制度の周知を目的として、高校生を対象に川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）と協働でワークショップを実施しました。

### ○ 市立橘高等学校（定時制）

日 時：令和7年12月9日（火）18：40～19：30

参加者数：定時制課程 1～4年生69名、教員24名 計93名

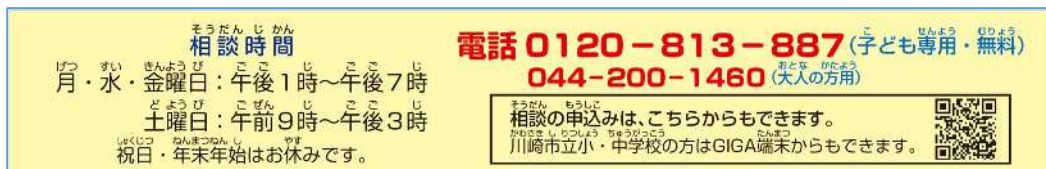
### (3) 広報活動

#### ア 相談カード等の配布

○相談カード (120,000 枚)、啓発チラシ (41,000 枚)

市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校を通して児童・生徒に配布するとともに、保育所・幼稚園などの子ども関係施設でも配布しました。なお、令和7年度から、相談カードに直接相談受付フォームにアクセスできる二次元コードを添付しました。

【子どもあんしんダイヤルと相談受付フォームの2次元コードを記載した相談カード】



【啓発チラシ】



## イ 映像、イベント等での広報

- YouTube での動画配信
- 15秒PR動画を区役所ロビー等の広報用モニター、アゼリアビジョン、河川掲示板で放映
- 市公式X、かわさき子育てアプリでの発信
- 市広報コーナー（アゼリア）等でのパネル展示
- イベントでの制度紹介

- ・かわさき区子育てフェスタ、みんなで子育てフェアさいわい、なかはら子ども未来フェスタ、高津区子ども・子育てフェスタ、みやまえ子育てフェスタ、たまたま子育てまつり、あさお子育てフェスタ
- ・かわさき人権フェア
- ・「子どもの権利」 in フロンパーク
- ・かわさき子どもの権利の日のつどい
- ・川崎市「二十歳を祝うつどい」

### ○かわさき FM への出演

日 時：令和7年6月2日（月）  
出演者：野村 武司 代表人権オンブズパーソン  
（写真右上）  
山下 りえ子 市民オンブズマン



15秒PR動画



イベントでの制度紹介（多摩区）



FMかわさき出演の様子

## 7 その他

### (1) 人権オンブズパーソン会議等の開催

- 人権オンブズパーソン会議（12回）及び事例検討会（12回）

### (2) 研修等への参加

- 神奈川県立かながわ男女共同参画センター 市町村拡大事例検討会
- 一般社団法人神奈川人権センター 人権学校
- 一般社団法人神奈川人権センター かながわ国際人権集会（県民集会・シンポジウム）
- 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」研修
- 川崎市 犯罪被害者等支援講演会
- 川崎市教育委員会新任校長研修（講師：野村代表オンブズパーソン）

### (3) 関係会議等への出席

- 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会
- 川崎市要保護児童対策地域協議会代表者会議
- 川崎市DV被害者支援対策推進会議DV被害者相談支援部会
- 第26回全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会
- 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025三芳町
- 子どもの相談・救済機関 首都圏フォーラム

### (4) 情報交換等

- 行政視察等への対応（中野区子ども教育部）
- 市民活動団体（かわさきチャイルドライン、認定NPO法人エンパワメントかながわ）との情報交換会
- 川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）との意見交換会
- 川崎市教育長、川崎市立小学校校長会、川崎市立中学校校長会との懇談

## 人権オンブズパーソンとしての3年間を振り返って

### 第1 はじめに

3年間で、8件の救済申立て、13件の発意、1件の勧告を担当させていただきました。人権オンブズパーソンとしての3年間は、私が弁護士になって以降、子ども及び両性の権利擁護の専門職として、第一線で働く中で得た知識や経験を全て活かすことができ、時間外の対応も多く重責を伴う職務ではありましたが、誇りを持って取り組める、大変意義深い仕事でした。相談に来てくださった全ての皆様や、迅速に対応してくださった調査対象機関の皆様、オンブズパーソン担当の調査員及び職員の皆様、池宗前人権オンブズパーソン及び野村人権オンブズパーソンには、深く感謝申し上げます。川崎市、ひいては国内において、子ども及び両性の権利が擁護されるよう、これからもともに歩んでまいりたいと思っております。

### 第2 令和7年度報告

#### 1 令和7年度の活動報告及び重大事案の報告

令和7年度、2件の救済申立て及び6件の発意（うち野村人権オンブズパーソンとの共同発意1件）を担当しました。終結数は、救済申立て及び発意が各2件でした。

同年度は、学校の適切ではない対応により生じた児童間のトラブルがありました。当事者だけでなく、目撃児童や関係児童も深く傷つく結果となりました。また、従前と同様、調査開始前から既に別の問題が発生していた事案や、児童、保護者及び教職員が、調査前に学校や教育委員会に対し、管理職の学校運営上の課題等を訴えていた事案が多く見受けられました。同種の問題が既に生じている場合や、内部から問題提起があった場合には、管理職は、人権侵害の発生を予見し、防止のために対応を尽くす必要があります。子どもの安全を守るため、管理職に対する実践的な外部研修の実施や、管理職の評価方法の再検討等を通じて、人権侵害を防止できる管理職を確保していただきたいと考えます。

なお、本来、子ども、保護者及び現場の教職員からの相談は、学校や教育委員会において真摯に受け止められ、組織内で適切に対応されることが望ましいものです。組織外の調査機関に訴え出なければならない事態にまで発展することは、誰にとっても望ましい状況ではありません。外部機関である人権オンブズパーソンからの指摘を契機に、組織内で改善のサイクルが生まれるような体制整備につなげていただきたいと考えます。私はこれまで、多くの自治体において、教職員の皆様に関わる仕事をしてきましたが、川崎市においてやや気がかりだったのは、第一線で働く方々の意見と、いわゆる本庁の認識との間に隔たりがあることです。例えば、他の自治体と同様、川崎市においても、第一線からは、教職員の働き方や待遇面等の改善を望む切実な声が多く寄せられました。しかし、その声を本庁に伝えても、他の自治体とは異なり、改善に向けて市等へ提言等を行うことには消極的でした。教職員一人ひとりの声が大切にされる川崎市であっていただきたいと思います。

#### 2 個別事案

令和7年度は、子どもと各機関等との調整を多く行いました。一時保護を求める

子どもに付き添って児童相談所を訪問したり、子どもからの相談を契機に小学校でいじめ予防授業を実施させていただいたりしました。また、学校でのトラブルについて、子ども自らが先生と話し合うことを支援した事案も複数ありました。子どもたちが自身の権利利益を守るために動くことを後方から支えることができたのは、本制度ならではの取組に基づくものであり、子どもの権利をまんなかに柔軟に活動できるオンブズパーソンだからこそそのやりがいを感じました。

また、調査員とともに、児童相談所が対応しづらい事案について、調整を重ね、支援の道筋をつけるまで、アウトリーチ型の支援を複数実施しました。要保護児童対策協議会の個別会議開催に向けた話し合いを行い、会議に参加したほか、子どもとともに関係機関にも行きました。調査員が、毎月子どもに会いに行き、子ども食堂を一緒に見学したこともありました。その他、各種の継続相談や家族関係調整の面談などでは、相談者の話はもちろん、家族をはじめ関係者の話も聴きながら調整を行いました。かかる活動も、裁判所等以外の場で市民が利用できる重要な仕組みであると感じました。また、盗難の件で不当に疑いをかけられた生徒については、学校と生徒との面談に同席し、生徒の名誉回復のための活動を実施しました。

### 3 勧告への対応

令和6年度に行った「体罰及び不適切な指導について」の勧告に対して、教育委員会からは、措置に関する報告はあったものの、成果物の提示等を含む正式な最終回答はありませんでした。他の自治体において同様の提言等を行った際に、1年間、成果物等が示されなかった事例を経験したことはなく、直接お話しした担当者の皆様の熱意を踏まえると、川崎市教育委員会の人手不足・人材不足が背景にあるのではないかと懸念しております。

もっとも、成果物は示されずとも意識変化は生じており、事実や法令に基づく判断の重要性を意識していただけるようになりました。体罰や不適切指導についても、事実に基づかない判断や、基準を持たない判断に対する問題意識を持てただけるようになりました。法治国家である以上、事実認定をした上で、基準に当てはめて判断する必要があることは、理解が共有されつつあるように思っております。

## 第3 3年間の総括

調査や調整において、相談を真摯に聴き、相談者の困りごとを対象機関に伝え、対象機関とも話し合い、子どもたちのためにできることを提案し合い、実行してきました。一方で、人権オンブズパーソンに着任して最初の仕事は、局内の皆様に条例等を示し、調査機関であることを説明するところからでした。当初はご理解いただくことが難しかったのですが、3年目には各職員の手元に、関係法令や手引き、ガイドライン等を印刷して置いていただけるようになりました。どんなに素晴らしい最新鋭の機器も、使えなければ、無用の長物となります。市民のために、制度をよく知った上で、正しく最大限に活用していただけることを願っております。

前川崎市人権オンブズパーソン 飛 田 桂

## II 參考資料

## Ⅰ 年度別統計表

本統計表の分類は相談受付時の訴えに基づいています。また、受付時に複数の訴えがある場合、主たる訴えをもって1件としています。単位はすべて「件」です。

相談受付件数

年度	子ども	男女平等	その他	合計
H14年5月～ H26年3月	2,579	967	1,029	4,575
H26年度	138	60	30	228
H27年度	171	52	44	267
H28年度	118	29	35	182
H29年度	110	32	60	202
H30年度	135	17	45	197
R元年度	118	18	76	212
R2年度	90	20	31	141
R3年度	89	27	38	154
R4年度	78	20	20	118
R5年度	74	15	26	115
R6年度	96	22	33	151
R7年度	181	15	17	213
累計	3,977	1,294	1,484	6,755

救済申立て及び発意調査総件数

年度	救済申立て			発意調査
	子ども	男女平等	合計	
H14年5月～ H26年3月	133	17	150	6
H26年度	5	0	5	2
H27年度	3	0	3	1
H28年度	6	0	6	2
H29年度	13	0	13	0
H30年度	6	0	6	4
R元年度	7	0	7	1
R2年度	6	0	6	1
R3年度	3	0	3	0
R4年度	2	1	3	0
R5年度	8	0	8	5
R6年度	4	0	4	5
R7年度	4	0	4	11
累計	200	18	218	38

### (1) 子どもの相談

子どもの相談 相談内容

(注)「発意調査」は調査開始年度

年度	いじめ	学校等の対応の問題	虐待	体罰	セクハラ	差別	その他	権利侵害がないと思われる相談	合計
H14年5月～ H26年3月	757	365	158	58	51	12	309	869	2,579
H26年度	30	32	12	2	2	0	7	53	138
H27年度	47	31	15	4	1	1	15	57	171
H28年度	36	21	6	3	0	0	18	34	118
H29年度	21	33	8	5	1	1	5	36	110
H30年度	26	35	3	7	1	0	4	59	135
R元年度	34	20	11	2	1	1	13	36	118
R2年度	16	16	8	3	1	2	8	36	90
R3年度	23	16	10	1	2	4	2	31	89
R4年度	18	19	6	0	0	1	7	27	78
R5年度	12	28	8	4	1	0	4	17	74
R6年度	15	35	10	4	1	0	3	28	96
R7年度	29	57	21	10	1	0	5	58	181

### 子どもの相談 相談者

年度	本人	母	父	祖父母	近隣	学校関係者	その他	合計
H14年5月～ H26年3月	1,279	975	85	53	36	15	136	2,579
H26年度	64	59	4	3	1	1	6	138
H27年度	79	65	9	5	0	0	13	171
H28年度	70	31	7	2	2	1	5	118
H29年度	55	40	7	2	1	0	5	110
H30年度	64	51	7	6	3	0	4	135
R元年度	68	32	7	2	4	0	5	118
R2年度	48	30	4	0	2	0	6	90
R3年度	38	37	9	1	1	0	3	89
R4年度	37	26	11	2	0	0	2	78
R5年度	35	24	10	1	0	0	4	74
R6年度	54	25	8	2	0	0	7	96
R7年度	129	29	12	1	0	0	10	181

### 子どもの相談 相談の対象となった子どもの年代

年度	3歳未満	3～就学前	小学1-3	小学4-6	中学生	高校生	不明	合計
H14年5月～ H26年3月	36	110	538	784	682	245	184	2,579
H26年度	0	13	27	49	28	16	5	138
H27年度	2	10	41	45	43	22	8	171
H28年度	1	5	29	35	24	16	8	118
H29年度	1	3	19	33	32	18	4	110
H30年度	0	13	21	37	34	17	13	135
R元年度	0	3	31	46	24	8	6	118
R2年度	2	5	20	30	12	16	5	90
R3年度	2	2	30	26	18	8	3	89
R4年度	2	4	17	28	15	8	4	78
R5年度	2	5	14	29	19	4	1	74
R6年度	1	2	14	21	34	13	11	96
R7年度	0	5	24	84	39	10	19	181

### 子どもの相談 権利を侵害したと思われる者

年度	父	母	祖父母	兄弟姉妹	親族	学校関係者	施設関係者	友人・ クラスメート	その他	合計
H14年5月～ H26年3月	84	116	3	16	3	396	78	759	255	1,710
H26年度	8	5	1	0	0	22	13	30	6	85
H27年度	8	10	0	1	0	30	5	51	9	114
H28年度	2	6	1	2	0	19	4	42	8	84
H29年度	6	3	0	0	0	33	4	25	3	74
H30年度	2	1	0	0	0	27	15	27	4	76
R元年度	7	6	0	1	0	20	5	34	9	82
R2年度	3	7	0	1	0	15	3	18	7	54
R3年度	6	5	0	0	0	13	2	23	9	58
R4年度	3	5	0	0	0	13	7	20	3	51
R5年度	5	5	0	0	0	23	5	14	5	57
R6年度	4	7	0	2	0	23	11	14	7	68
R7年度	11	10	0	2	0	37	24	33	6	123

注 「権利侵害がないと思われる相談」を除いた件数の内訳です。

## (2) 男女平等の相談

### 男女平等の相談 相談内容

年度	DV	セクハラ	ストーカー	労働問題	その他	合計
H14年5月～ H26年3月	571	78	42	21	255	967
H26年度	45	5	0	0	10	60
H27年度	30	4	2	0	16	52
H28年度	25	1	1	0	2	29
H29年度	24	3	1	0	4	32
H30年度	14	2	1	0	0	17
R元年度	13	0	1	0	4	18
R2年度	14	3	1	0	2	20
R3年度	22	2	1	0	2	27
R4年度	12	3	1	0	4	20
R5年度	8	2	1	0	4	15
R6年度	14	0	0	0	8	22
R7年度	4	4	0	2	5	15

### 男女平等の相談 相談者

年度	本人	配偶者	母	同僚	その他	合計
H14年5月～ H26年3月	817	24	23	3	100	967
H26年度	55	1	0	2	2	60
H27年度	46	0	2	0	4	52
H28年度	26	0	0	1	2	29
H29年度	28	0	0	0	4	32
H30年度	14	0	1	0	2	17
R元年度	16	0	0	0	2	18
R2年度	15	0	2	1	2	20
R3年度	25	1	0	0	1	27
R4年度	19	0	0	0	1	20
R5年度	13	0	1	0	1	15
R6年度	19	1	2	0	0	22
R7年度	14	0	0	1	0	15

### 男女平等の相談 相談の対象となった者の年代

年度	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上	不明	合計
H14年5月～ H26年3月	16	80	213	149	116	65	328	967
H26年度	1	1	6	4	18	2	28	60
H27年度	1	0	6	6	6	11	22	52
H28年度	0	1	3	5	3	4	13	29
H29年度	0	0	2	2	3	2	23	32
H30年度	0	1	1	0	1	2	12	17
R元年度	0	0	3	1	4	3	7	18
R2年度	0	4	2	1	3	2	8	20
R3年度	0	2	0	2	3	7	13	27
R4年度	0	1	1	1	6	1	10	20
R5年度	0	0	3	2	1	1	8	15
R6年度	1	1	0	2	3	2	13	22
R7年度	3	2	1	2	1	1	5	15

## 男女平等の相談 人権を侵害したと思われる者

年度	父	母	夫 (元夫)	妻 (元妻)	恋人 (元恋人)	親族	同僚	雇用主 ・上司	知人	その他	合計
H14年5月～ H26年3月	16	3	692	36	60	8	10	52	14	76	967
H26年度	0	0	49	2	4	0	2	1	2	0	60
H27年度	0	0	36	1	3	0	2	2	2	6	52
H28年度	0	0	25	1	1	0	1	1	0	0	29
H29年度	0	0	22	2	3	0	0	1	2	2	32
H30年度	0	0	12	1	1	0	0	2	1	0	17
R元年度	0	1	12	0	1	0	0	0	0	4	18
R2年度	1	0	11	1	3	0	1	1	0	2	20
R3年度	0	0	20	1	2	0	0	0	1	3	27
R4年度	0	0	13	2	0	0	2	0	0	3	20
R5年度	0	0	9	1	1	0	1	1	0	2	15
R6年度	0	0	16	1	1	2	0	0	0	2	22
R7年度	0	0	3	1	1	0	0	2	0	8	15

### (3) その他相談の内容

年度	家族 関係	近隣 関係	金銭 関係	高齢者 関係	障害 関係	医療 関係	労働 関係	その他	合計
H14年5月～ H26年3月	175	116	36	23	29	18	8	624	1,029
H26年度	9	0	0	1	1	0	6	13	30
H27年度	13	4	0	0	1	1	3	22	44
H28年度	9	3	0	0	7	3	2	11	35
H29年度	13	2	0	1	2	1	4	37	60
H30年度	13	0	0	2	3	0	3	24	45
R元年度	15	4	1	3	8	3	7	35	76
R2年度	9	2	2	1	1	1	3	12	31
R3年度	16	4	0	3	4	1	1	9	38
R4年度	5	0	2	1	0	1	2	9	20
R5年度	4	2	0	1	1	0	3	15	26
R6年度	9	0	3	3	1	2	2	13	33
R7年度	8	1	1	1	0	1	3	2	17

注 平成23年度までの「労働関係」は「その他」に含まれます。

## 2 是正等措置報告



令和7年5月14日  
報道発表資料  
川崎市(市民オンブズマン事務局)

### 勧告に対する是正等措置報告書の提出を受けました

川崎市人権オンブズパーソンが、令和7年3月12日付けで川崎市教育委員会教育長に対して行った勧告「体罰及び不適切な指導について」について、川崎市人権オンブズパーソン条例第19条第5項の規定に基づき、同年5月9日に教育長からは正等措置の報告を受けましたので公表します。

なお、報告について、次のとおり飛田人権オンブズパーソンのコメントを申し添えます。

#### 1 人権オンブズパーソンの勧告を踏まえた教育委員会における是正等措置の主な内容

勧告事項1 体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること (是正等措置の主な内容) 相談の受付や調査体制の在り方の検討、ガイドライン等の作成、研修の見直し等について、他都市事例の調査や有識者の意見聴取を行いながら取り組んでいく。
勧告事項2 体罰について、判断基準を定めること (是正等措置の主な内容) 文部科学省の通知や生徒指導提要をもとに、他都市事例の調査や有識者の意見聴取を行いながら、令和7年度中に判断基準を盛り込んだガイドライン等を作成していく。
勧告事項3 有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること (是正等措置の主な内容) ・教育委員会事務局内で事案を共有し、教職員への指導や人的措置終了後も、不適切な指導等を行った教職員の改善の様子や管理職へのヒアリング、児童生徒へのアンケート等を行うフォローアップ訪問を実施していく。 ・事案発生後に相談した児童生徒や保護者への報告、児童生徒からの相談を受け付ける体制の整備等も併せて実施していく。

#### 2 飛田人権オンブズパーソンコメント

・令和7年3月12日付けの勧告「体罰及び不適切な指導について」において行った勧告事項3点について、今後の対応に向けた教育長の考え方を確認しました。  
・当方からの指摘を受けて、体罰であるかどうかの判断が難しい場合においても学校から教育委員会に対して報告書を提出する運用に変更されたなど、既に改善されたものもあるようですが、体罰の疑いがあった場合の調査体制等をはじめ、学校内での子ども達の安全確保に向け、引き続き、可能な限り速やかに御検討いただくとともに、その後の進捗状況等を御報告いただきたい。

#### 添付資料

【別紙】 是正等措置報告書（令和7年5月9日・川崎市教育委員会教育長）

【参考】 勧告「体罰及び不適切な指導について」（令和7年3月12日・川崎市人権オンブズパーソン）

川崎市 HP「人権オンブズパーソンとは?」にも掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/59-2-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



第7号様式

## 是正等措置報告書

7川教指第233号  
令和7年5月9日川崎市人権オンブズパーソン  
飛田 桂 様川崎市教育委員会  
教育長 落合 隆

令和7年3月12日付けの勧告に係る是正等の措置につきましては、川崎市人権オンブズパーソン条例第19条第5項の規定により、次のとおり報告します。

勧告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること</li> <li>2 体罰について、判断基準を定めること</li> <li>3 有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること</li> </ol>
是正等の措置	別紙のとおり
所管課	川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 電話番号 51302 職員部教職員人事課 電話番号 50501
備考	

## 1 勧告事項1「体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること」について

本勧告の内容を踏まえ、教職員の更なる指導改善にむけて、次のとおり、相談の受付や調査体制の在り方の検討、ガイドライン等の作成、研修の見直し等について他都市事例の調査や有識者からの意見聴取を行いながら取り組んでまいります。

### (1)「子どもの再被害を防止すること」について

発意調査に至った事案については、事実を調査するとともに、担任を外し、研修を受けさせるなどの措置を講じてきているところですが、結果として十分な指導改善に至っていないことから、学校や事務局において、教職員の指導改善を確保するための対応の在り方について検討してまいります。

また、貴職からの提案を受け、令和6年10月から運用を改善し、教職員が体罰を行った場合だけでなく、教職員の指導が体罰であるかどうかの判断が難しい場合においても、「教職員の指導に関する報告書」により、速やかに各区・教育担当に提出することとしました。報告書を受け取った各区・教育担当は、学校教育部指導課に連絡し、速やかに学校での事実確認等の調査を行い、教育委員会事務局内で情報共有を行うとともに、教職員への指導や人事的措置等について組織的な対応を図ってまいります。

### (2)「相談窓口の新設」について

本市では、教育委員会事務局学校教育部各区・教育担当を設置し、各区役所に学校・地域連携担当として併任・配置し、学校や保護者から寄せられる様々な相談のほか、各機関が実施している学校への様々な相談に対して、その都度、学校の管理職をはじめ、教職員、保護者、児童生徒の相談や支援を行っており、教職員による不適切な指導の疑いがあった場合にも、各区・教育担当が速やかに事実確認を行い、必要に応じて管理職や教職員に対して指導、助言を行っております。

全市の各区・教育担当の対応件数は、令和5年度は延べ7122件、令和6年度は延べ5735件ありました。また、教育委員会事務局内に教育相談室を設置し、教育に関する全般的な相談や体罰や先生との関係の悩みの相談を受け付けており、令和5年度は延べ531件、令和6年度は延べ506件ありました。これらの相談を受けた各区・教育担当は、管理職や該当する教諭へのヒアリングや授業参観を実施し、保護者が訴えている事実を確認し、管理職および訴えられている教職員への指導助言を行うなど、その多くの事案に対応してきているところです。

そのほか、児童生徒や保護者が利用することができる相談窓口には、現在、次のようなものがあり、これらの相談内容にも区・教育担当が対応しております。

- ・川崎市総合教育センター電話相談（全般）
- ・川崎市インターネット問題相談窓口
- ・川崎市退職教職員の会・教育支援室 やまびこ相談
- ・かわさきチャイルドライン
- ・川崎市児童虐待防止センター
- ・川崎いのちの電話

- ・24時間子どもSOS電話相談
- ・横浜地方法務局（川崎支局）相談窓口
- ・横浜地方法務局（人権擁護課）相談窓口

なお、上記（1）で述べたとおり、本市では、貴職からの提案を受け、令和6年10月から、「教職員の指導に関する報告書」の様式を作成し、教職員の指導が体罰であるかどうかの判断が難しい場合においても、学校は速やかに各区・教育担当に報告を上げ、教育委員会事務局内で組織的な対応ができるようにする趣旨で運用を改めたものでございます。

教職員人事課に相談窓口を新設し、一元化することについては、上記のような窓口との関係や連携のスキーム等を検証することが必要であるため、当面、上記の窓口に寄せられた児童生徒や保護者の相談内容や学校からの報告等について、関係部署で共有しながら、組織的な対応を図ってまいります。

### （3）「調査チームの新設」について

本市では、体罰や不適切な指導が疑われる際には、各区・教育担当が学校へ行き、管理職や該当する教職員、場合によっては保護者や該当する児童生徒からも聞き取り等の事実確認を行っており、管理職や該当する教職員へのヒアリング等の実施後に、学校教育指導課に連絡し、教育委員会事務局内で共有するなど、組織的な対応を図っているところでございます。今後、より適切な調査の実施に資するよう、調査に当たる体制の在り方等について検討してまいります。

### （4）「情報収集や記録化」について

本市では、現在、区・教育担当は各学校からの児童生徒やその保護者、教職員からの相談を受け付けた場合には、事実関係の調査を行い、保護者からの相談や教職員に対するヒアリングや指導の内容を記録し、川崎市教育委員会事務局公文書管理規則等に基づき管理しているところですが、引き続き適切に情報を収集し記録できるよう取り組んでまいります。

### （5）「学校での対応」について

学校が保護者等から相談を受けるなどして事態を把握した際には、子どもたちが毎日を過ごす学校が組織的に対応し、速やかに事実確認を行う必要があります。個々の事案によって態様も経過も異なるため、まずは相談者に寄り添い、児童生徒の安全を第一に考えた方法で事実確認を行っております。そのことで、多くの相談はスピード感のある対応となり、児童生徒の安心した学校生活につながっているものと考えておりますが、児童生徒の負担を軽減するためできる限り聞き取りを効率的効果的に行うことが重要であることから、より適切な事実確認の在り方等について検討してまいります。

### （6）「子どもの安全を確保するための対応方法」について

#### ア 「手引きの策定」について

令和4（2022）年度に12年ぶりに改訂された生徒指導提要是、文部科学省が、小学校段階から高等学校段階における生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書とし

て発行しているものであり、昭和40（1965）年に生徒指導提要の前身である「生徒指導の手引き」として作成されて以降、合計で3回の改訂が行われています。

本市においても、令和4（2022）年度に児童生徒指導ハンドブックを19年ぶりに改訂し、人権尊重教育を基盤とすることはもとより、一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う支援教育の理念を踏まえた、今求められる児童生徒指導の基礎知識から実践に必要な内容を示しており、これらの手引きを参考に、すべての児童生徒にとって安全・安心で、魅力ある学校づくり目指しているところですが、今後、教職員の更なる指導改善に向けて、より具体的に事例等を示すガイドライン等を作成するとともに、様々な研修の機会を通じて、適切な児童生徒指導の実施について周知徹底を図ってまいります。

#### イ 「チームの設置と心のケア」について

教職員による不適切な指導が生じた場合は、それぞれの事案に応じて、調査に参加する教職員の選定等を適切に行ってまいります。

#### (7) 「研修の実施」について

本市では、毎年「体罰及び不適切な関わりの防止等に係る校内研修の実施及び実態把握について」の依頼文書を発出し、体罰禁止の徹底や、児童生徒への不適切な関わりの防止に努めるよう通知しています。各学校では、指導主事や有識者を講師として要請して研修を実施する等、各校の実態に応じて工夫して行っており、その内容や校長の所見についての報告も求めているところです。

初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等の年次研修において、体罰禁止や不適切指導の防止について周知徹底を図るほか、児童生徒指導の中心となる教職員が参加する児童生徒指導連絡会や支援教育コーディネーター研修においても、引き続き、外部講師による指導に関する講演会や研修を実施しており、管理職に対する研修においても、学校事故及び違法行為と合わせ、体罰や不適切指導に係る周知徹底を図っているところですが、上記アに記載したガイドライン等の作成と併せ、教職員による不適切な指導が生じないようにするための研修、事案が生じた場合の対応等に係る研修について改善を図りながら取り組んでまいります。

#### (8) 「担任又は教科等をもたない職員の配置への努力」について

平時より各学級を見回る体制については、市立学校175校に配置することは職員配置、それに係る費用の観点からも非常に難しいと考えておりますが、再発防止の観点から、管理職等の見回りは抑止的な観点からも重要であることから、これまでどおり管理職を中心に教務主任、支援教育コーディネーターなどが見回る体制を徹底するとともに、学年単位でも課題を共有し、管理職に報告するなどの仕組みを構築し、未然防止や事案の早期把握に努めていきたいと考えております。

#### 2 報告事項2 「体罰について、判断基準を定めること」について

文部科学省初等中等教育局長通知（24文科初第1269号）において、「体罰は、学校教

育法第11条において禁止されており」、校長及び教員は、「児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない」とされており、同通知における児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例で体罰の具体例が示され、また、令和4年12月に改訂された生徒指導提要では身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為ではない不適切な指導と考えられ得る例として示されており、本市においてもこれらに基づいて対応をしてきたところです。

教員の更なる指導改善に向けて、より具体的に事例等を示せるよう、文部科学省の通知や生徒指導提要をもとに他都市の事例の調査や有識者の意見聴取を行いながら、令和7年度中に判断基準を盛り込んだガイドライン等を作成していきたいと考えております。

### 3 勧告事項3「有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること」について

上記1(2)のとおり、各区・教育担当においては、学校や保護者から寄せられる様々な相談のほか、各機関が実施している学校への様々な相談に対して、その都度、学校の管理職をはじめ、教職員、保護者、児童生徒の相談や支援を行っており、教職員による不適切な指導の疑いがあった場合にも、各区・教育担当が速やかに事実確認を行い、必要に応じて管理職や教職員に対して指導、助言を行っております。事案が解決した後も、管理職へのヒアリングを実施し、子どもたちの安全が学校内で確保され続けているか確認をしているところです。

教職員の体罰や不適切な指導を受けた児童生徒の安全が確保できるように、事案については教育委員会事務局内で共有し、教職員への指導や人事的措置が終了した後も、対象となった教員への改善の様子の確認や管理職へのヒアリング、児童生徒へのアンケート等を行うフォローアップ訪問を実施してまいります。なお、事案発生後に相談した児童生徒や保護者への報告や児童生徒からの相談を受け付ける体制の整備等も併せて実施してまいります。

令和7年3月12日  
6年度勧告第1号

川崎市教育委員会  
教育長 小 田 嶋 満 様

## 勧 告

「体罰及び不適切な指導について」

川崎市人権オンブズパーソン  
飛 田 桂

令和5年度及び同6年度に、人権オンブズパーソンにおいて、体罰及び不適切な指導が疑われる事案について調査を実施した結果、教育委員会の対応は、人権保障の観点から課題が存在すると認められた。

よって、教育委員会に対し、川崎市人権オンブズパーソン条例第19条第1項に基づき、下記のとおり勧告する。併せて、同条第5項に基づき、是正等の措置について60日以内に報告することを求め、同条第7項に基づき、勧告及び報告内容を公表する。

### 記

#### 第1 勧告事項

- 1 体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること
- 2 体罰について、判断基準を定めること
- 3 有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること

#### 第2 勧告理由

別紙のとおり

以上

## 勸告理由

## 第1 勸告に至る経緯

## 1 体罰及び不適切な指導についての調査

## (1) 勸告の背景

令和5年度及び同6年度、人権オンブズパーソンにおいては、体罰及び不適切な指導（以下「体罰等」という。）が疑われる事案を条例に基づき調査してきた。多くの事案では、学校の対応が十分であると確認できたが、一方で、一部ではあるものの、十分な対応がされず、同一教員による体罰等が繰り返される等、子どもの権利が侵害された事案があった。

川崎市は、こども基本法に先駆けて川崎市子どもの権利に関する条例を定め、かつ、子どもの権利救済機関である人権オンブズパーソンを設置しており、子どもの権利を守る取り組みを行ってきた先進的な自治体である。体罰等への対応については、全国的に十分な議論が尽くされていないものではあるが、先進的に子どもの権利について取り組んできた川崎市として、体罰等から子ども達を守ってほしいと考え、勸告に至った。

## (2) 勸告の背景となった事実

本勸告では、事案が特定されないようにするため、人権オンブズパーソンが条例に基づき調査した事案について、各事案を総称して「本件」、各事案における各調査を総称して「本件調査」という。

人権オンブズパーソンでは、本件調査において、下記の事実を認定した。いずれも市立学校におけるものである。なお、破線は、当事者間で一致しなかった事実である。下記イ記載の痣については、腕を掴んだことは当該教員が認めており、他の教職員らも腕に痣ができていたことを目視又は写真で確認していたが、当該教員及び当該校長は、因果関係について否定した。人権オンブズパーソンとしては、掴んだ位置と痣の位置とが近接していたと教職員らが証言したことや、学校及び教育委員会の判断に合理的な根拠がなかったことから、因果関係は認められるものと考えた。

## 記

ア 教員が、怒りに任せて子どもの衣服を掴んだこと

イ 教員が、子どもの腕をつかんで、子どもの腕に痣ができたこと

ウ 教員が、子どもの目前において、怒りに任せて（当該教員又は子ど

- もが) 持っている物を、床 (子どもの足元) に叩きつけたこと
- エ 教員が、子どもに対して、侮蔑的で人格を否定するような声掛けをしたり、子どもの意に沿わないあだ名を付けて他の子どもの前で呼んだり、「黙れ」等と子どもに対して言ったこと
- オ 教員が、複数回、泣いている子どもに対して、子どもの様子を確認することもなく叱責続けたこと
- カ 教員が、上記イについて学校の調査を受け、その後、不適切な指導であったとして教育委員会から指導を受けたにも関わらず、当該調査対象とは異なる子どもの腕を掴み、強い苦痛を感じさせたこと
- キ 上記カについて、不適切な指導であったとして再度指導を受けた教員が、その後、学校及び教育委員会によって担任として任命され、当該教員が、新たな学級において、子どもの腕を掴んだり、怒鳴ったりしたこと
- ク 教員が、体罰が疑われる行為をしたとして調査を受け、当該教員が概ね事実を認めていたにも関わらず、学校全体での情報共有が不十分で、他の教職員が当該教員を当該子どもに接近させ、結果として当該子どもが授業を受けられなくなったこと

## 2 子ども達の権利が侵害されていること

### (1) 体罰であり人権侵害が認められる行為について

第1の1記載のア及びイは、後述するように体罰(学校教育法第11条)に該当し、明らかに子ども達の権利を侵害している。

### (2) 体罰ではないが人権侵害が認められる行為について

川崎市では、身体に対する侵害及び肉体的苦痛を与える懲戒以外については、体罰と規定していないため、第1の1記載のウ及びエは、体罰には該当しない。

しかし、同ウについては、事案の特定につながる可能性があるため詳細な事実経過は記載できないが、合理的な理由もなく、怒りに任せて、子ども又は教員が持っていた物を、子どもの足元に叩きつけており、正当な理由なく人の身体に向けた物理的な行為であるといえ、暴行罪に該当する可能性のある行為である。

また、同エの声掛け及びあだ名については、やはり詳述できないが、子どもに対して使用することの許されない、侮蔑的で、子どもの人格を否定するような内容であり、第三者に対して言えば、侮辱罪や不法行為に該当する可能性のある行為である。

このように、同ウ及びエの各行為は、川崎市においては体罰ではないものの、明らかに子ども達の権利を侵害するものである。

### (3) 子ども達の安全を害する行為について

第1の1記載のオないシクの教員の各行為は、各行為単体では人権侵害行為と即断できないとしても、前後の行為を含めた総体としては、人権侵害行為の一部である。

また、被害を受けた子ども達だけではなく、見ていた子ども達の中にも、強い恐怖を感じている者が複数おり、学校内で安心して安全に生活をする利益も侵害されている。子どもを守るべき立場の教員から攻撃的な言動を受けた又は目撃した子ども達の傷つきは、看過しがたいものである。

なお、学校及び教育委員会が再被害を防止できなかったことは、市に課せられた子どもの安全について配慮する義務に違反する可能性がある。

### (4) 小括

第1の1記載の各行為は、人権オンブズパーソンが把握した複数の事案から抜粋した事実ではあるが、これらをとってみても、子ども達に対する人権侵害行為があったことは明らかである。

## 3 子ども達の安全に重大な懸念があること

子ども、保護者及び人権オンブズパーソンが、教育委員会に対して対応を求めたにもかかわらず、学校及び教育委員会が十分な対応をせず、当該教員が、同種の行為を繰り返したことや子どもの権利を新たに侵害する行為をしたことは、子ども達の安全に関する重大な懸念である。

川崎市には、①体罰の判断基準が存在しておらず、②当事者の言い分に齟齬があると、事実を認定しないまま、単なる「不適切な指導」があったに過ぎないとして、十分な調査をしていなかったことや、③当該教員に対して指導又は研修をするに留まり、子どもの安全確保を十分にしなかった、という共通の課題があり、本件は、個別の教員又は学校だけの問題ではなく、体罰等に対する教育委員会全体の課題である。

かかる現状は速やかに是正される必要がある。

## 4 総括

以上の次第で、川崎市の子ども達に対する人権侵害行為が認められ、現状を是正する必要があるため、勧告をすることとした。

## 第2 人権オンブズパーソンが求める是正措置

### 1 はじめに

本件調査において判明した課題が解決されるよう、本項では、意見とともに、人権オンブズパーソンにおいて求める是正措置の具体的内容を述べる。

## 2 勧告事項1について

### (1) 子どもの再被害を防止すること

現在、教育委員会では、体罰等を繰り返した疑いのある教員に対しても、指導をすることや研修を受けさせる等に留まっており、結局のところ、十分に子どもたちの安全を確保しないまま安易に担任として命じているなど、子どもたちの安全が害されることを防止できていない。

体罰等を繰り返す教員については、指導又は研修を繰り返すことでは不十分であり、十分な対応をしたと考えることはできない。特に、改善を図るための研修が実効性のある内容であったかについては、疑念がある。

多くの子ども達がアンケート調査において当該教員の加害行為を受けた又は見たと回答し、聴取に応じた複数の子ども達が泣きながら被害を訴え、教育委員会もかかる被害聴取に一部同席していたにも関わらず、教育委員会が子ども達の安全を確保するための十分な対応をせずに、再度担任を命じたことには衝撃を禁じえず、到底看過できるものではない。

教員が、体罰又は子どもの権利を侵害する行為を伴う不適切な指導（以下「人権侵害を伴う指導」という。）をした場合において、子ども達の再被害を防止する措置をとるべきである。

### (2) 相談窓口の新設

川崎市では、学校が教育委員会へ体罰について報告するのは、疑いの段階ではなく、発生が認定された後になっている。また、本件調査では、子ども又は保護者が、学校又は教育委員会に対して、被害を訴え出していたにも関わらず、十分な対応がされなかったことにより、結果的に人権オンブズパーソンによる調査が必要となった。体罰については、人事に直結する可能性がある重大な問題であり、疑いの段階から教育委員会が一元的に把握する必要がある。

そこで、相談及び報告の窓口（以下「相談窓口」という。）を本庁の教職員人事課（以下「人事課」という。）に新設し、人員配置をした上で、人権侵害を伴う指導については、疑いの段階で速やかに把握し、調査につなげる体制をとられたい。

### (3) 調査チームの新設

#### ア 調査主体について

本件調査では、学校及び教育委員会が、複数の事案において、体罰か否かの判断にあたって、事実を認定せずに不適切な指導と結論づ

けているなど、そもそも事実認定をしていなかったことが判明した。

体罰等、人権侵害を伴う指導か否かの判断は、子どもの安全に直接的にかかわる問題であるとともに、教職員にとっても人事にかかわる重大なことである。人権侵害を伴う指導の判断においては、適切な調査が行われた上で事実が認定されるべきであり、事実を認定するための調査チームを設置すべきである。

調査チームとしては、第三者委員会が調査するものと、専門家の助言も得ながら教育委員会が調査するもの（以下「教育委員会調査」という。）を設置すべきである。

いずれの調査チームが調査をするかは、必ず法律及び事実認定に関する専門家の助言を得た上で、当事者の要望、事案の緊急度や重大性等を検討して、決定すべきである。

#### イ 教育委員会調査について

人権侵害を伴う指導の調査は、人事課及び指導課双方の観点が必要になるため、人事課及び指導課の合同調査とし、必ず双方の職員が関与するチームで調査すべきである。

調査チームの構成員としては、各区を担当する教育委員会職員（以下「区担」という。）並びに、本庁の人事課、指導課及び相談窓口の職員等とし、利害関係人は参加できないこととすべきである。

調査を進めるにあたっては、本庁の人事課及び指導課に所属する調査チームの責任者が、調査方針を決定する会議を、1週間に1回程度実施し、その際には必ず専門家が同席すべきである。

現地で調査を担う区担にも、人員配置が必要である。同人らは、子ども達からヒアリング等を実施する可能性があることから、子どもから話を聴く専門手法に精通しているべきである。なお、教員不足であることから、増員する職員については、教員免許の有無を問うべきではない。

#### (4) 情報収集や記録化

川崎市には、学校又は教育委員会が情報を収集した場合や証拠を得た場合に、誰が、どのように保管するかといった具体的な定めがない。

情報を収集し、適切に記録する方法について、専門家の助言に基づき手引き等を策定されたい。また、具体的な調査においては、専門家から個別に助言を得て、適切に実施すべきである。

#### (5) 学校での対応について

学校が、保護者等から相談を受けるなどして事態を把握した場合にも、原則として、学校ではなく教育委員会設置の調査チームが聴き取

りを実施すべきである。

子どもの安全確保のために、必要やむを得ず、学校において事実確認をする場合には、子どもや教職員の心理的負担を軽減し、司法手続きに備えるため、子どもの安全確認のための最低限の事実に限って、1度のみ行われるべきである。そして、聴き取った内容は、適切に記録化されるべきである。

また、学校は、教育委員会に対して、疑いの段階から、速やかに報告を行うべきである。具体的な報告及び対応については、学校が、直接、適時に、専門家の援助を受けられることが重要であろう。感度高く問題を発見し、迅速に対応できるよう、どんな相談でも、適時に相談できる仕組みをつくられたい。

#### (6) 子どもの安全を確保するための対応方法

##### ア 手引きの策定

本件調査では、子どもの安全が、迅速かつ的確に確保された事案が比較的多かったものの、特定の事案では十分に確保されず、当該教員によって子どもの人権が新たに侵害されたものもあった。

人権侵害を伴う指導の疑いが発生した際に、新たな被害が発生することを防止するためには、専門家から助言を受けて、チームで多角的に検討した上で、学校全体で対応するべきである。

そこで、事実調査と並行して、子どもの安全を確保するための対応ができるよう、具体的な対応方法についても併せて手引きを策定されたい。

##### イ チームの設置と心のケア

子どもの安全を確保するための対応を判断する際も、危機管理としての側面があるため、複数人で多角的に判断することが重要である。そこで、学校、区担、調査担当の教育委員会職員及び専門家等がチームを構成し、情報共有を行い、連携して子どもの安全を確保し、心のケアといった対応をすべきである。調査対象者等の利害関係人は参加できないこととすべきであり、管理職が利害関係人の場合には、当該管理職はチームに入らないことが前提となる。

#### (7) 研修の実施

学校や教育委員会において、子どもの安全確保が手引き通り実践できるよう、事例での具体的な対応方法（情報の収集や記録化を含む）についての検討会等、実効性のある研修を実施すべきである。また、体罰、学校事故及び違法行為等について、学校管理職及び教育委員会職員に対して、少なくとも1年に1回は外部講師による研修を実施すべ

きである。研修の内容についても、専門家と検討されたい。

また、教員の指導の改善を図るために実施している指導改善研修についても、複数の有識者から助言を得ながら、問題点を改善するための実効的な研修に変更されたい。

(8) 担任又は教科等をもたない職員の配置への努力

本件調査の過程では、複数の子ども達から、管理職等の見回りがほとんどなかったという声があった。教室が閉鎖的になると、教室内での問題がみえにくくなり、また、子ども達が外部に相談しづらくなる。学級運営の適正化や、子ども達との信頼関係の構築という観点から、平時より各学級を見回る職員がいることが望ましい。

そこで、各学校に、担任や教科等をもたない職員を配置するよう、教育委員会において努力されたい。なお、教員不足の観点から、教員免許の有無は問わない。

3 勧告事項2について

体罰及び不適切な指導について、複数の専門家の意見をもとに、判断基準を定められたい。その際に、体罰の定義についても再度検討されたい。

4 勧告事項3について

本勧告によって、一定の体制構築がされることを期待するものではあるが、一時的にならないよう、有識者会議や被害を受けた子どもたちの声を聴いて、更なる改善に向けた議論を行い、議論の結果に基づき運用を見直していくことが必要である。

毎年、子ども達の安全が学校内で確保されているかを検討し、現状及び検討結果を公表されたい。

以上

問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当

電話 044-200-1464

### 3 制度の概要

#### (1) 人権オンブズパーソン制度の役割と意義

川崎市では、すべての市民が等しく人間として尊重されることをあらゆる施策の基本として総合的な人権施策を推進していますが、その中で、平成 12 (2000) 年 12 月に「川崎市子どもの権利に関する条例」が、そして平成 13 (2001) 年 6 月には「男女平等かわさき条例」が制定されました。

そして、これらの条例の策定にあわせて人権の侵害に関する救済制度の検討が行われ、平成 13 (2001) 年 6 月、子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権侵害からの救済を目的とした「川崎市人権オンブズパーソン条例」が制定され、平成 14 (2002) 年 5 月から相談・救済活動を行う「川崎市人権オンブズパーソン制度」の運用を開始しました。

そして、人権救済機能を効率的で実効性あるものとするため、市政に関する苦情を処理し、開かれた市政の推進を図ることを目的とした「川崎市市民オンブズマン制度」(平成 2 (1990) 年 11 月発足) との間で、機能の分担と連携を図っています。

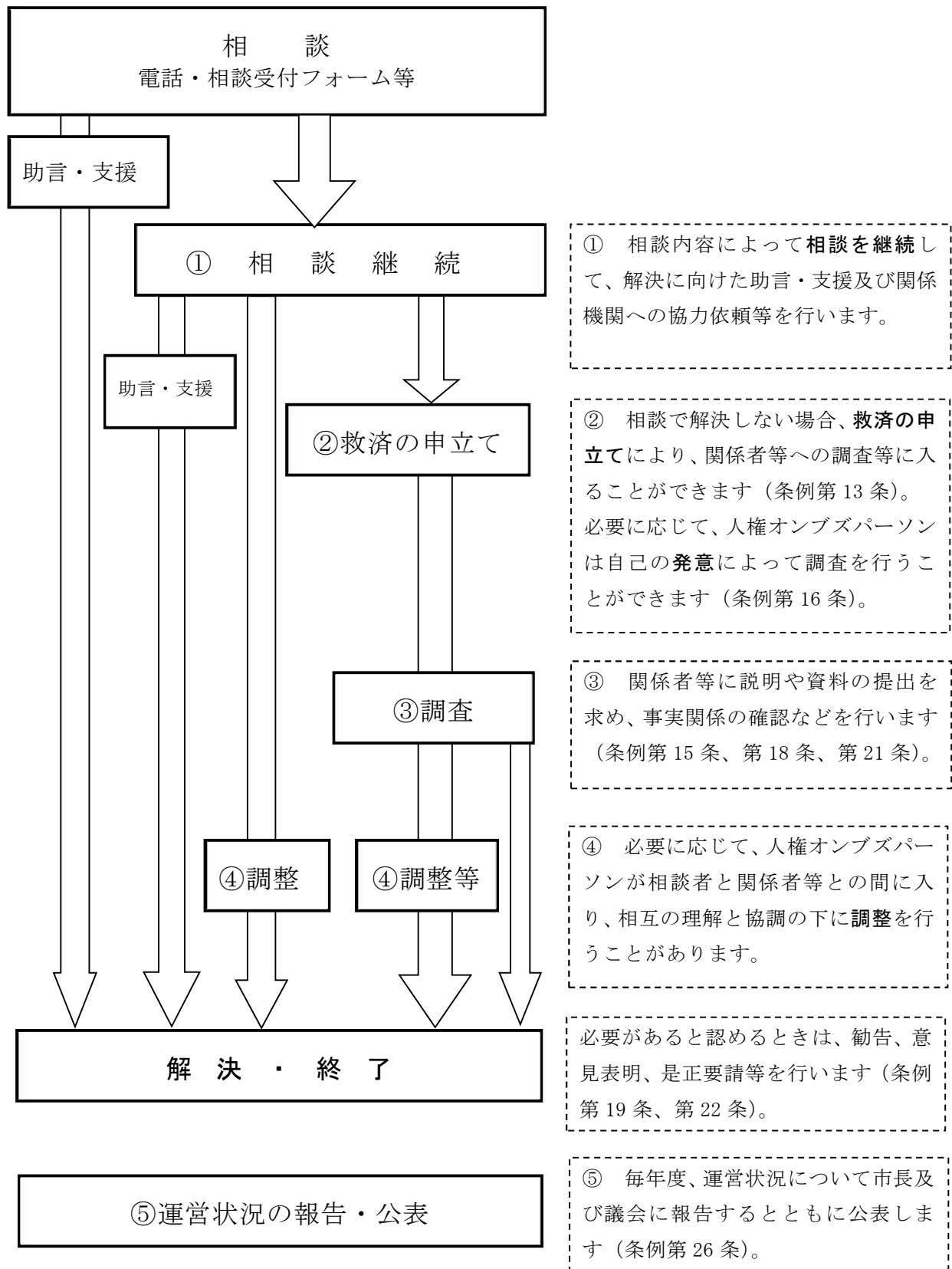
川崎市人権オンブズパーソン制度は、市民が人権の侵害に関する相談及び救済申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができ、また、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権侵害からの救済が図られることにより、人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的としています。

人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行するために、市の附属機関ですがその独立性が担保されています。そして、人権の侵害に関する相談に当たっては、相談者が主体的な解決を図れるよう助言・支援し、また、人権侵害からの救済に当たっては、市民の理解と相互の協調の下に調整等の非権力的手法を用いて事案の解決に当たっています。

人権問題は内容が多種多様であることから、事案ごとに問題の背景を探り、複雑に絡み合った関係の一つずつ丁寧に解きほぐしながら解決していくことが、人権が尊重される地域社会づくりにつながるものと考え活動しています。しかし、事案によっては一定の権力的な手法でなければ解決できにくいものや、他の機関に委ねた方が良いものもあることから、児童相談所や警察等の関係機関と十分な連携を図りながら解決を目指しています。



(5) 相談・救済活動の流れ



① 相談内容によって相談を継続して、解決に向けた助言・支援及び関係機関への協力依頼等を行います。

② 相談で解決しない場合、救済の申立てにより、関係者等への調査等に入ることができます(条例第13条)。必要に応じて、人権オンブズパーソンは自己の発意によって調査を行うことができます(条例第16条)。

③ 関係者等に説明や資料の提出を求め、事実関係の確認などを行います(条例第15条、第18条、第21条)。

④ 必要に応じて、人権オンブズパーソンが相談者と関係者等との間に入り、相互の理解と協調の下に調整を行うことがあります。

必要があると認めるときは、勧告、意見表明、是正要請等を行います(条例第19条、第22条)。

⑤ 毎年度、運営状況について市長及び議会に報告するとともに公表します(条例第26条)。

(注) 条例：川崎市人権オンブズパーソン条例

# 川崎市人権オンブズパーソン条例

〔平成13年6月29日〕  
条例第19号

## 目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 責務(第4条～第7条)
- 第3章 人権オンブズパーソンの組織等(第8条～第11条)
- 第4章 相談及び救済
  - 第1節 相談(第12条)
  - 第2節 救済の申立て(第13条・第14条)
  - 第3節 調査の実施等(第15条～第17条)
  - 第4節 市の機関に対する調査等(第18条～第20条)
  - 第5節 市の機関以外のものに対する調査等(第21条・第22条)
  - 第6節 個人情報等の保護(第23条)
  - 第7節 人権に関する課題についての意見公表(第24条)
- 第5章 補則(第25条～第27条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的及び設置)

**第1条** 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人権オンブズパーソン(以下「人権オンブズパーソン」という。)を置く。

### (管轄)

- 第2条** 人権オンブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の侵害(以下「人権侵害」という。)に関する事項とする。
- (1) 子ども(川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号)第2条第1号に規定する子どもをいう。)の権利の侵害
  - (2) 男女平等にかかわる人権の侵害(男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)第6条に規定する男女平等にかかわる人権の侵害をいう。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、人権オンブズパーソンの管轄としない。
- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事

## 項

- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (3) 川崎市市民オンブズマン(以下「市民オンブズマン」という。)に苦情を申し立てた事項
- (4) 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に関する事項  
(人権オンブズパーソンの職務)

**第3条** 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) 人権に関する課題について意見を公表すること。

## 第2章 責務

### (人権オンブズパーソンの責務)

**第4条** 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。
- 4 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。  
(市の機関の責務)

**第5条** 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

- 2 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。  
(市民の責務)

**第6条** 市民は、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めな

ればならない。

(事業者の責務)

**第7条** 事業者は、その事業活動において、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソン<sup>2</sup>の職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

### 第3章 人権オンブズパーソン<sup>2</sup>の組織等

(人権オンブズパーソン<sup>2</sup>の組織等)

**第8条** 人権オンブズパーソン<sup>2</sup>の定数は2人とし、そのうち1人を代表人権オンブズパーソンとする。

2 人権オンブズパーソン<sup>2</sup>は、人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第2条第1項に規定する人権オンブズパーソン<sup>2</sup>の管轄を踏まえて、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 人権オンブズパーソン<sup>2</sup>は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 人権オンブズパーソン<sup>2</sup>は、別に定めるところにより、相当額の報酬を受ける。

(秘密を守る義務)

**第9条** 人権オンブズパーソン<sup>2</sup>は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

**第10条** 市長は、人権オンブズパーソン<sup>2</sup>が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソン<sup>2</sup>たるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

(兼職等の禁止)

**第11条** 人権オンブズパーソン<sup>2</sup>は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 人権オンブズパーソン<sup>2</sup>は、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

3 人権オンブズパーソン<sup>2</sup>は、前2項に定めるもののほか、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

### 第4章 相談及び救済

#### 第1節 相談

(相談)

**第12条** 何人も、市民等(市の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他市に係る者とし

て規則で定める者をいう。以下同じ。)の人権侵害に関する事項について、人権オンブズパーソン<sup>2</sup>に相談することができる。

2 人権オンブズパーソン<sup>2</sup>は、前項の規定により相談を受けた場合は、必要な助言及び支援を行う。

#### 第2節 救済の申立て

(救済の申立て)

**第13条** 市民等は、自らが人権侵害を受けたと思うときは、人権オンブズパーソン<sup>2</sup>に対し、救済の申立て(以下「申立て」という。)を行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所

(2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(3) その他規則で定める事項

(本人以外の者の申立て)

**第14条** 何人も、市民等が人権侵害を受けたと思うときは、当該市民等に代わって人権オンブズパーソン<sup>2</sup>に対し、申立てを行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 人権侵害を受けたと思われる市民等の氏名及び住所

(3) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(4) その他規則で定める事項

#### 第3節 調査の実施等

(申立てに係る調査等)

**第15条** 人権オンブズパーソン<sup>2</sup>は、申立てがあつた場合は、当該申立てに係る事実について、調査を行う。

2 前項の場合において、申立てが前条第1項の規定によるものであるときは、同条第2項第2号の市民等の同意を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わない。

(1) 第2条第2項の規定に該当するとき。

- (2) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除く。
- (3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。
- (4) 申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。
- (5) 前項の同意が得られないとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。

4 人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を行わない場合は、その旨を理由を付して申立てを行った者(以下「申立人」という。)に速やかに通知しなければならない。

(発意の調査)

**第16条** 人権オンブズパーソンは、市民等が人権侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき、調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査を行う場合においては、人権侵害を受けていると認められる市民等の同意を得なければならない。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(調査の中止等)

**第17条** 人権オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は第15条第2項若しくは前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に速やかに通知しなければならない。

#### 第4節 市の機関に対する調査等

(市の機関に対する調査)

**第18条** 人権オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を行う場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

3 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的機関に対し、専門的調査を依頼することができる。

4 人権オンブズパーソンは、調査の結果について、申立

人等に速やかに通知するものとする。ただし、次条第6項の規定により通知する場合は、この限りでない。

(市の機関に対する勧告等)

**第19条** 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるとの意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。

4 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めるとする。

5 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。

6 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したとき、第2項の規定により意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人等に速やかに通知しなければならない。

7 人権オンブズパーソンは、第2項の規定による意見表明の内容を公表する。第1項の規定による勧告又は第5項の規定による報告の内容で必要があると認めるとのについても同様とする。

(市民オンブズマンとの共同の勧告等)

**第20条** 人権オンブズパーソンは、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、市民オンブズマンに対し、共同で行うよう求めることができる。

#### 第5節 市の機関以外のものに対する調査等

(市の機関以外のものに対する調査等)

**第21条** 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係者(市の機関以外のものに限る。以下同じ。)に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

2 第18条第3項の規定は、関係者に対する調査の場合に準用する。

3 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の是正のためのあつせんその他の調整(以下「調整」という。)を行うものとする。

4 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果につい

て、申立人等に速やかに通知するものとする。

(事業者に対する要請等)

- 第22条** 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行われたにもかかわらず事業者が改善の取組を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。
- 2 人権オンブズパーソンは、前項の規定による要請を行ったにもかかわらず当該事業者が正当な理由がなく要請に応じない場合は、市長に対し、その旨を公表することを求めることができる。
  - 3 市長は、前項の規定により公表を求められた場合は、その内容を公表することができる。この場合において、市長は、人権オンブズパーソンの意思を尊重しなければならない。
  - 4 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、あらかじめ当該公表に係る事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

## 第6節 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

- 第23条** 第19条第7項及び前条第3項の規定による公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

## 第7節 人権に関する課題についての意見公表

(人権に関する課題についての意見公表)

- 第24条** 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する社会構造上の課題について、地域における解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。

## 第5章 補則

(事務局)

- 第25条** 人権オンブズパーソンに関する事務については、川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第21条に規定する事務局において処理する。
- 2 人権オンブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くものとする。

(運営状況の報告等)

- 第26条** 人権オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。

(委任)

- 第27条** この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

## 附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条第2項中議会の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。(平成14年3月29日規則第44号で平成14年4月1日から施行。ただし、同条例第4章の規定及び同条例附則第5項中川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第17条に1項を加える改正規定は、同年5月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の3年前の日から施行日までの間にあった事実に係る申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった事実に係る申立てについては、適用しない。

(検討)

- 3 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行状況、人権に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、人権が尊重される地域社会づくりの観点から、この条例に規定する人権オンブズパーソンの管轄等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



---

## 川崎市人権オンブズパーソン令和7年度報告書

令和8(2026)年5月 発行

川崎市人権オンブズパーソン

野村 武司 (代表人権オンブズパーソン)  
山口 有紗

---

川崎市

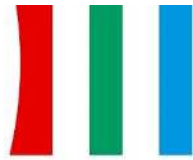
市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所南庁舎17階

☎ 044-200-1462 FAX 044-245-8281





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市